

# ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター

第46号 2017年8月

## HEADLINE

本号では、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター等、と共催して実施する連携企画「アジアのための国際協力 in 法分野 2017」の第1弾として、大阪中之島合同庁舎2階国際会議室で2017年6月17日に開催した「法整備支援へのいざない」を取り上げました。

この第1弾の「法整備支援へのいざない」では、まず、法務省法務総合研究所国際協力部の教官から「法整備支援へのいざない」としてプレゼンテーションがあり、引き続き、長年法制度整備支援に携わられてこられた弁護士の先生から「法制度整備支援に携わって」の講演がありました。続いて、パネルディスカッション「国際協力・法整備支援へのアプローチとキャリアパス」及び「法整備支援の現場で働く法律家」で、実際に法制度整備支援に携わっておられる専門家の方にお話をいただきました。若手弁護士、司法修習生、学生さんを中心に約130名の参加があり、質疑応答も活発に行われました。

なお、この連携企画第2弾のサマースクール（名古屋大学、8月21日及び22日実施予定）では、法整備支援やアジア法研究に携わる国内外の専門家による講演や講義を中心に、アジアの法と社会を学ぶ意味、研究方法論、研究史、法整備支援をめぐる理論動向、法律実務家がアジア法整備支援に関わることの意義など法整備支援について幅広く学ぶ機会を提供します。更に第3弾の学生シンポジウム（慶應義塾大学、11月下旬～12月上旬実施予定）では、参加者がグループに分かれ研究・報告・討論を行う機会を設けることにより、参加者が能動的にアジアの法と社会を学び、アジア諸国法研究や法整備支援の基礎知識、研究方法論を習得することが期待され、この一連の連携企画を通じて、次世代の法制度整備支援やアジア法研究の担い手たちが出会い、ネットワークを形成することが期待されるものです。

## (目次)

全体司会 法務省法務総合研究所国際協力部・教官

東尾 和幸・梅本 友美

冒頭挨拶 法務省法務総合研究所国際協力部長

阪井 光平 ..... 3

第1部 導入講義「法整備支援へのいざない」

	法務省法務総合研究所国際協力部・教官	福岡 文恵・前田 澄子	5
<b>第2部</b>	<b>基調講演「法制度整備に携わって」</b>		
	桜坂法律事務所・弁護士	林 いづみ	10
<b>第3部</b>	<b>パネルディスカッション</b>		
	「国際協力・法整備支援へのアプローチとキャリアパス」		14
・パネリスト :	法務省大臣官房付兼秘書課付 (国際担当) ・検事	入江 淳子	
	法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事	松尾 宣宏	
	北浜法律事務所・弁護士	田島 圭貴	
	大阪大学大学院法学研究科准教授	地神 亮佑	
	独立行政法人国際協力機構 (JICA)		
	産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チーム	松戸 綾乃	
・モデレーター :	法務省法務総合研究所国際協力部副部長・検事	伊藤 浩之	
	<b>総括コメント</b> 慶應義塾大学大学院法務研究科教授	松尾 弘	32
<b>第4部</b>	<b>パネルディスカッション</b>		
	「法整備支援の現場で働く法律家」		36
・パネリスト :	ベトナム長期派遣専門家・検事出身	塚部 貴子	
	ベトナム長期派遣専門家・裁判官出身	鎌田 咲子	
	丸の内総合法律事務所 弁護士, 元ラオス長期派遣専門家	棚橋 玲子	
	JICA 国際協力専門員 弁護士	枝川 充志	
・モデレーター :	国連アジア極東犯罪防止研修所教官・検事	松本 剛	
お知らせ	サマースクールについて		50
お知らせ	アジア・太平洋法政研究会「国際民商事法シンポジウム」について		52
<b>閉会挨拶</b>	名古屋大学法政国際教育協力研究センター長	小畑 郁	52

**資料** (リンクをクリックすると添付資料を閲覧できます)

法整備支援へのいざない

第2部 「法整備支援に携わって」 登壇者略歴

第3部 「国際協力・法整備支援へのアプローチとキャリアパス」 登壇者略歴

第4部 「法整備支援の現場で働く法律家」 登壇者略歴

名古屋大学法政国際教育協力研究センター資料

(東尾) 皆さま、本日はご来場いただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から「連携企画『アジアのための国際協力 in 法分野 2017』法整備支援へのいざない」を開会します。

私は本日の司会を務めさせていただきます、法務省法務総合研究所国際協力部教官の東尾和幸と申します。私は平成 20 年に裁判官になり、熊本や東京の裁判所に勤務していました。その間、アメリカに 2 年間留学する機会があり、昨年 4 月からこちらの国際協力部に勤務しています。よろしく申し上げます。

(梅本) 同じく司会進行を務めます、国際協力部教官の梅本友美と申します。私は平成 22 年に裁判官になり、東京や北海道の裁判所に勤務し、今年 4 月に国際協力部に着任しました。この後、お話をさせていただき検察官出身の教官とともに、われわれ裁判官出身者も国際協力部で法整備支援の一翼を担っています。

それでは、初めに法務省法務総合研究所国際協力部長の阪井光平より開会のご挨拶を申し上げます。阪井部長、よろしく申し上げます。

### 冒頭挨拶 阪井 光平 (法務省法務総合研究所国際協力部長)

梅雨の合間のこのような良い天気の日にはわざわざ来ていただきまして、本当にありがとうございます。お若い方や法整備支援に興味のある方にできるだけ良い情報を伝えられるよう一生懸命努めますので、よろしく申し上げます。

私は検察官で、東京や大阪、京都、高松、那覇などの検察庁に勤務し、その後は法務省刑事局に行ったり、フランスの日本大使館の一等書記官や司法研修所の教官、中央大学ロースクールの教官等を務めたりして、一昨年からは法務省法務総合研究所で国際協力の仕事をしています。検事にもいろいろな仕事があり、これらはその一環ということです。

東南アジアにはラオスという国があります。ASEAN の 10 カ国の中で、唯一、海に面していません。ベトナムやタイ、カンボジアなどに挟まれた、日本で言えば長野県のような位置にある国ですが、そのラオスと日本の初めての合作映画として「ラオス 竜の奇跡」という作品が作られました。ラオスには、首都ビエンチャンから少し北の方にナムグムダムというダムがあります。そして、このダムを造るのに大変活躍したのが、日本人の久保田豊さんです。1957 年ごろからプロジェクトが動きだし、当時はまだ ODA が全くない中、久保田さんはラオスにいかにか水力発電を普及させるかに苦心されて、設計からファイナンスまで全てに携わり、ナムグムダムを完成させました。そのような事実を背景として、「ラオス 竜の奇跡」のストーリーは、1960 年にナムグムダムの建設調査に入った日本人の若者が行方不明となり、2015 年にあるラオス人女性が彼と出会うという、ちょっとしたファンタジーです。

ダム建設は皆さんが一番イメージしやすい国際協力かもしれません。ナムグムダムを造ったことにより、ラオスは電力不足にならず、さらにはタイに電力を売ることによって経済的にかなり自立しています。このようにダムを造ったりするのが、典型的な国際協力の例です。また、当時はまだ ODA がありませんでしたが、今ではさまざまな形で日本のお金を使って立派な空港やターミナルビルが建てられています。そこにはさり気なく

JICA のマークが付いており、皆さんが海外に行くと、「このような形で日本は国際協力をしているのだな」と分かると思います。

ところが、国際協力というのはそれだけではありません。ラオスの水力発電の礎となるダムを造ったのと同じように、ラオスの民法典の制定に日本は深く関与しています。ここにいる松尾先生が中心となってさまざまな起草支援をし、近時、成立して国会を通過するところまでこぎ着けました。それを記念し、皆さんに深く知ってもらおうということで、2017年2月28日に今日と同じ場所でシンポジウムを開催し、起草に携わったラオスの方と松尾先生に来ていただきました。つまり、ダムを造ったのと同じように、日本はラオスのために民法を作っているわけです。私たちが行っているのはまさにこの意味での法整備支援です。また、法整備支援では法律そのものを作るだけでなく、その法律を使う裁判官や検察官、弁護士、司法省職員といった人材の育成もしています。

そのように今、さまざまな形で法律面での国際協力が進んでいるのですが、では、そういった法整備支援を誰がするのかというのが、今日の一番の問題です。この行事は今年で2回目ですが、昨年は「Anyone Can 法整備支援！（誰でも法整備支援ができる）」がキャッチフレーズでした。これは私が作った言葉なのですが、出典はある有名なシェフの「Anyone Can Cook！（誰でも料理ができる）」です。料理というのはシェフが作るものではなく、誰にでもできるという意味です。そのシェフの本を読んだネズミが、将来、非常に有名なシェフになるという映画がありましたが、そこから取って「Anyone Can 法整備支援！」というキャッチフレーズを出しました。

そういうことで、今年もキャッチフレーズをいろいろと考えていたのですが、先日、京都に行ったときにバスの中で「DO YOU KYOTO?（環境にいいことしていますか?）」というフレーズを目にしました。これは京都議定書にちなんだ標語ですが、今年はこちらを参考にして、「Let's ICD（International Cooperation Department）！」でいこうと思います。これは「法律面での国際協力してみませんか?」という意味です。ここでの「ICD」は「DO YOU KYOTO?」の「KYOTO」と同じように、「法律面での国際協力をする」という意味の動詞です。今日は学生やロースクール生、修習生、それから既に任官された方や弁護士の方もいらっしゃいますが、さまざまな立場で、自分がどのような形で国際協力したらいいのかを考えていただけることを願ってやみません。

今日は法律家、研究者、JICA職員の方などいろいろな人が来て、いろいろな話をします。それを聞いていただいて、もし何か質問があれば、いつでもICDにお寄せください。私たちは誰にでも回答しますし、どこにでも答えを持っていきます。興味のある方はご連絡いただきたいと思います。

そういうことで、今日のキャッチフレーズは「Let's ICD!」です。よろしくお願いいたします。

（東尾） ありがとうございます。

続いて、第1部に入ります。第1部では導入として、当部教官の福岡文恵と前田澄子より法務省の実施する法整備支援の全体像をご説明します。福岡教官、前田教官、よろしくお願いいたします。

## 第1部 導入講義「法整備支援へのいざない」

福岡 文恵（法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事）

前田 澄子（法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事）

（前田） ただ今ご紹介いただきました，法務省法務総合研究所国際協力部教官の前田澄子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私はもともとは検察官で，これまで東京や京都の検察庁で仕事をしていました。私その後には講義をする福岡も，同じく検察官出身の教官です。

### 法務総合研究所国際協力部について

法整備支援の全体像をお話しする前に，われわれが所属する組織の国際協力部についてご紹介します。法務総合研究所は法務省の中にある1部門であり，法務総合研究所の中に国際協力部があります。

国際協力部は2001年に創部された，法務総合研究所の中でも比較的新しい部局です。英語名はInternational Cooperation Departmentで，略称はICDです。国際協力部では開発途上国に対する法整備支援に関する業務を所管しています。

### 法整備支援とは何か

では，私たちが行っている法整備支援とは何なのでしょう。法整備支援とは，法律の整備が不十分である，あるいは法律があってもきちんと運用されていない国に対して，法律を作ったり，法律の運用体制を改善したりするための支援を行うことです。

具体的にご説明すると，まず一つ目として，法整備支援という言葉どおり，法律を作るための支援を行っています。例えばベトナムにおいては，これまでに民法や民事訴訟法を作るための支援が行われました。これは社会主義国であるベトナムが市場経済に移行していく上で，市場経済体制に沿った取引のルールを作る必要があったからです。

二つ目に，制定された法律をきちんと運用するための制度支援を行っています。仮にきちんとした法律があったとしても，それを運用するための制度が不十分だと，その法律に書かれた内容は絵に描いた餅に過ぎません。そこで，実際に法律の運用・適用をしている裁判所等の機関に対し，法をきちんと運用・執行をするための制度づくりを支援しているわけです。例えばラオスにおいては，現在，労働法の執務参考資料とするためのハンドブックを作成しています。ラオスでは今後，労働問題がさらに増加・複雑化することが予想されるので，これはその際の労働法の適用・執行の助けになるよう行っているものです。

そして三つ目に，人材育成支援があります。法律ができて，法律を運用する機関の制度が整備されても，法律家がいなければ制度を実際に運用できません。また，相手国は，今は法整備支援を受けていても，いずれは自分たちだけで法制度を整備して法律を運用していかななくてはなりません。そこで，裁判官や弁護士，検察官といった法律家を育成するための支援が行われています。例えばカンボジアでは，以前は検察官や裁判官の養成機関において，若い法律家候補を教えることのできる教官がいませんでした。そこで，日本はカンボジアで

自ら若い法律家を育成できる仕組みを定着させるべく、日本で言うところの法科大学院や司法研修所に当たる機関の教官の育成支援を行いました。

以上の法律を作るための支援、法律がきちんと運用・執行されるための制度支援、法律家などの人材育成支援の三つが、法整備支援の基本的な柱となっています。

### なぜ法整備支援をするのか

なぜ日本が海外の国に対して法整備支援を行っているのか、その意義はどこにあるのかに触れたいと思います。

大きな目的の一つは、相手国の法の支配・グッドガバナンスの確立です。法律は社会の基本的なルールです。人と人との間の紛争を解決し、犯罪者を処罰して治安を維持するといった重要な役割を担っています。法律が十分に整備されていないと、争いが起こった場合にその解決手段として暴力が用いられったり、貧しい人や社会的に立場の弱い人の権利が十分に守られなかったりして、社会の安定につながりません。法の支配を確立することは、まさにその国の安定につながるのです。

二つ目の目的は、相手国が経済発展するための基盤を確立することです。現在の社会では、国内でも国際間でも活発に経済取引が行われています。しかし、その国に取引の適切なルールや紛争解決制度がなければ、例えば相手が購入した物の代金を払ってくれないなど、取引上の争いが生じた場合に自分の権利が守られる保証がありません。そうすると、その国で経済的な活動や貿易をすることがとても困難になります。従って、相手国の経済的な発展のためにも、法制度の整備が重要なのです。

さらに三つ目の目的としては、日本企業の海外展開のための投資環境整備という点が挙げられます。国際的な経済取引を活発に行っているのは、日本も例外ではありません。日本の法制度を踏まえつつ、相手国の実情に合った法制度が整備されることによって、日本企業の海外ビジネスを支える制度的な基盤が整備されることになります。つまり、日本企業が安心してその国と取引をしたり、その国に投資したりできるようになるということです。

法整備支援については、日本政府が2009年に「法制度整備支援に関する基本方針」を出し、基本的な考え方を明らかにしています。このとき、法整備支援を行うに当たっての観点としては、一つ目に挙げた相手国の法の支配の確立が重視されていました。現在でもこの点が重要であることに変わりはありませんが、2013年に出された「法制度整備支援に関する基本指針（改訂）」では、新たに日本企業の海外展開に有効な投資環境整備という視点が加わりました。最近の法整備支援においては、政府の方針としても投資環境の整備という側面が以前よりも重視されるようになってきています。

### どのような人が法整備支援に関わっているのか

法整備支援にどのような人が関わっているのかをご説明しますが、その前提として、まずは法整備支援の枠組みについてお話しします。

日本が行っている法整備支援の多くはODAによって、主にJICAを通じて行われています。ODA（政府開発援

助)とは、開発途上国の経済発展などのために先進国の政府が開発途上国に対して行う援助や出資のことをいいます。そして JICA (国際協力機構)とは、日本政府が開発途上国に対して援助のための出資をしたり、技術的な協力をしたりする際の実施機関です。

JICA のプロジェクトとして行われる法整備支援の枠組みについて、簡単にご説明します。例えばある国の政府が、日本の支援を受けて民法を作りたいと考えたとします。このとき、その国は日本政府に対して協力の要請を行います。日本政府はその要請を受けて、外務省や JICA、関係各省において支援を実施するのかを検討します。この検討を経て支援を実施できるという結論になり、案件が採択されると、次に日本政府と相手国政府との間で国際約束を締結します。そして、プロジェクトの実施や活動内容については、ODA の実施機関である JICA と相手国との間で取り決めます。このとき、取り決めの相手方となるのは相手国の政府ではなく、そのプロジェクトの実施機関となる司法省や裁判所等です。このような相手国の実施機関をカウンターパートと呼びます。このようにして一つのプロジェクトの実施が決まります。

では、実際に法整備支援のプロジェクトを実施するに当たっては、どのような人が関わっているのでしょうか。まず、JICA のプロジェクトなので、JICA の職員が関わっています。また、JICA には専門員として弁護士も勤務しています。しかし、法整備支援のプロジェクトを実際に行うに当たっては、JICA だけでそれを進めていけるわけではありません。法務省や日弁連、弁護士、大学の法学研究者などが JICA と協力して活動しています。

それぞれについてご紹介すると、まず、法務省法務総合研究所国際協力部は法務省で法整備支援業務を担っている 1 部門で、検事、裁判官、法務省・検察庁等職員が働いています。国際協力部は相手国の立法関係者や裁判官、検察官、弁護士などを日本に招いて、研修を行っています。相手国の人たちにどのような研修を実施するかを考え、研修の企画・運営をすることが、われわれの仕事の多くを占めています。また、相手国現地でセミナーを実施する際にも協力を行っています。

次に、日本の弁護士・弁護士法人・弁護士会を会員とする日本弁護士連合会と弁護士、それから大学と法学研究者についてです。弁護士や法学研究者は、国内で実施している研修や現地でのセミナーにおいて講師という立場で関わっています。また、日本国内では法律の専門家で構成されるアドバイザーグループという支援グループを組織し、活動へのアドバイスを行うこともあります。

このように、さまざまな人々が法整備支援に関わっています。今挙げたような機関や人々が日本国内の法整備支援の主な担い手であり、互いに協力して法整備支援に取り組んでいます。この後の第 3 部と第 4 部のパネルディスカッションでは、それぞれの立場の方にパネリストとしてご登壇いただきます。JICA からは JICA 職員の松戸さんと JICA 専門員の枝川弁護士、法務省からは国際協力部の松尾教官と大臣官房秘書課付国際担当の入江さん、弁護士としては第 2 部でご講演を頂く林先生とパネルディスカッションに登壇される田島先生、大学としては今回のシンポジウムを共催いただいている慶應義塾大学や名古屋大学、法学研究者としては慶應義塾大学の松尾教授と大阪大学の地神准教授がいらっしゃいます。それぞれの立場の方が具体的にどのような業務を行っているのか、パネルディスカッションの際にぜひ聞いていただければと思います。

法整備支援に携わる人々が活動する場は、日本国内だけではなく、法整備支援のプロジェクトを実施するに当たって現地のカウンターパート機関と日常的にやりとりができるよう、JICA が現地にプロジェクト事

務所を置いています。そして、JICA 長期専門家という立場で、現地に裁判官、検事、弁護士が派遣されています。法律の専門家を相手国に派遣して常駐させることによって、日常的に相手国のカウンターパート機関やそこに勤務している職員と接することができます。そうすると、よりきめ細やかに法整備支援の相手国のニーズや実情を把握することができて、より現場のニーズを反映した支援が行えるようになります。この点は日本の法整備支援の特徴の一つと言えます。

第4部のパネルディスカッションでは、この長期専門家として現地で働いている方々からもお話を伺います。ベトナムにいる塚部貴子専門家、鎌田咲子専門家、そして以前、ラオスに長期専門家として派遣されていた棚橋玲子弁護士です。現地生の声が聞けるとお思いますので、ご期待ください。

## 各国への法整備支援の例

(福岡) ここからは国際協力部教官の福岡が、法務省が各国に対して行っている法整備支援活動についてお話しします。

現在、法務省が法整備支援に関与している主な国は、ベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシア、ネパール、東ティモール、中国、バングラデシュです。これらの国々のうち JICA 長期専門家が派遣されている国ですが、まず、検察官出身はベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、インドネシアの5カ国に派遣されています。また、裁判官出身者はベトナム、カンボジア、インドネシアの3カ国、弁護士出身者はベトナム、カンボジア、ラオス、ミャンマー、ネパール、中国の6カ国に派遣されています。

各国に対してどのような法整備支援活動が行われているのかというと、まず、日本の法整備支援の最初の対象国であるベトナムでは法整備支援の歴史が長く、既に20年以上にわたって法整備支援活動が続けられています。これまでに民法や民事訴訟法など、多くの重要な法律が改正されるという成果を上げており、今、ベトナムは法整備支援の総仕上げの段階に来ています。

現在のベトナムでは、法律が相互に矛盾していることや、文言から効果が不明確な法律が多数あることが問題となっています。これは日本企業がビジネスで進出する上での障害になることから、現在行われているプロジェクトでは、関係機関がビジネスに関係する法律で相互に矛盾がないかをチェックできるよう、その能力を高めるための支援が新たに加わっています。さらに、2020年以降のベトナムに対する支援・協力の在り方を検討するという課題もあります。

次にカンボジアですが、カンボジアに対する法整備支援はまさにゼロからの出発でした。皆さんは1975～1979年にかけて行われた、ポル・ポト派による自国民の大量虐殺をご存じでしょうか。この虐殺と内戦によって、知識人を含む300万人近くのカンボジア人が殺害されました。内戦終了後は平和が訪れたものの、生き残った法律家はわずか数人で、ほとんど生存しておらず、法典等も散逸した状態でした。そのため、まさに無秩序の世界であり、法による解決は一切期待できず、自力救済が横行していました。

そのような中、日本政府はカンボジア政府から支援を要請され、1999年以降、カンボジアに対する法整備支援活動が行われています。先ほどの前田教官のお話でカンボジアの具体例が出てきましたが、カンボジアでなぜ法律を作らなければいけなかったのか、なぜ人材育成支援を行わなければいけなかったのかは、このような



カンボジアの歴史を振り返ればお分かりいただけると思います。現在のカンボジアに対するプロジェクトは、日本の支援によって成立した民法や民事訴訟法を適切に運用し、改善していこうというものです。

次にラオスですが、ラオスでは法律家の人材不足や法教育の未成熟、法解釈に一貫性がないこと等が課題でした。例えばラオスでの従前の法教育は条文をただ暗唱するというもので、適切な教材もありませんでした。そこで、ラオスに対する法整備支援では、執務参考資料の作成などを通じて法律家の人材を育成し、その能力を強化していく活動が進められています。その具体例が、先ほどの労働法を題材とした執務参考資料を作成し、それらを普及させていくという活動です。

また、ラオスでは2015年1月に国立司法研修所が設立されました。これは日本の司法研修所をモデルとしたもので、まさに日本の支援によって法律家養成のための土台が確立したという、非常に大きな成果と言えます。

次にミャンマーですが、ミャンマーは2011年3月に約50年続いた軍事政権から民政移管を遂げ、新政府を樹立しました。民主化運動の際にアウンサン・スーチー氏がその先頭に立って活動し、長い間、軟禁状態に置かれていたことは、皆さんもご承知だと思います。

ミャンマーでは法の支配を強化するために、裁判官や検察官の研修などの人材育成支援が行われています。また、ミャンマーはアジア最後のフロンティアと称されるように、日系企業のミャンマー進出が急ピッチで進み、非常に注目されていることから、企業が投資しやすい環境を整備していくために、倒産法や知的財産法、会社法など、ビジネスに関係の深い法律を作るための支援が中心に行われています。

最後に、インドネシアについてです。インドネシアには多くの法律や条令が存在しますが、法律や条令の間で矛盾が多数存在することが問題となっています。特に条令に関しては、昨年、法律に違反するとして中央政府が3000もの地方条令を廃止しました。しかし、この廃止処分に対して憲法裁判所が違憲判断を出すなど、混沌を極めた状況にあります。インドネシアにも多くの日系企業が進出していますが、多数の法律や条令に矛盾が生じていけば、どれを信じていいのか分からず、安心して投資できません。また、インドネシアでは、特許や著作権などの知的財産の訴訟に関して裁判結果に一貫性がないことも問題となっています。

このような問題があると、裁判の結果が裁判官ごとに大きく異なり、どうなるか分かりません。これは他国の企業がインドネシアに投資することをためらわせる原因になってしまいます。そこで現在行われているプロジェクトは、ビジネス環境の改善のため、知的財産を保護すること、法令間の整合性を高めていくこと、そして裁判官の能力向上を図ることを目的としています。第2部では、知的財産のプロフェッショナルであり、インドネシアのアドバイザーグループの委員を務めている林いづみ弁護士の基調講演があるので、どうぞ楽しみにしててください。

今ご説明した以外にも、法務省ではネパールや東ティモールに加え、バングラデシュに対する支援活動も進めており、法整備支援活動の幅はますます広がりを見せています。少しでも興味を持った方はICDのホームページやパンフレットをご覧ください。世界にはまだ法の支配が定着していない国や、投資環境整備という観点から法整備支援を必要としている国が多数存在します。皆さんも私たちと一緒に、法整備支援活動に関わってみませんか。

(梅本) 続いて、第2部に入ります。第2部では基調講演として、桜坂法律事務所弁護士の林いづみ様から「法整備支援に携わって」と題してご講演を頂きます。

林先生は1987年に弁護士登録をされ、現在に至るまで知的財産権の分野で非常にご活躍されています。知的財産業務を担う弁護士のネットワークである弁護士知財ネットの事務局長を務められるとともに、政府の審議会等の委員も多数務めていらっしゃいます。法整備支援の関係では、インドネシアの裁判所を対象とするプロジェクトにおいてアドバイザリーグループの委員に就任いただいています。それでは林先生、よろしくお願ひします。

## 第2部 基調講演「法整備支援に携わって」

林 いづみ (桜坂法律事務所・弁護士)

私は2017年3月20～21日の2日間、インドネシアの最高裁判所で裁判官の知財研修のカリキュラムづくりに関するセッションに参加し、現地で法整備支援に携わる裁判官や検察官、ICDの方々の毎日の熱い戦いぶりを、敬意を持って拝見しました。そのような皆さんに比べると法整備支援にはわずかな関わりで恐縮ですが、私の経験をご紹介します。若い方々の法整備支援への興味を引くきっかけになればと思ってお話します。

もともと、恐らく私はここにいらっしゃる学部生やロースクール生、修習生のご両親よりも少し上の世代ではないかと思ひます。そのような年頃の者が話をすると、一般に「説教か自慢」(笑)だといわれていますが、それではやるせないなので、まずは少しインフォーマティブな話を盛り込みたいと思ひます。

### 近代国家の礎を築いた高橋是清

今、日本はASEAN諸国に法整備支援を行っていますが、明治期の日本は近代国家の仲間入りをするために法整備を始めました。幕末から多くの10代の若者が欧米諸国に留学し、帰ってきたときにはもう明治維新だったわけですが、その中の一人に高橋是清という人物がいます。財政面、そして私が専門としている知財面で日本の法制度の源を築いた、なくてはならない、日本における近代法整備の元祖です。高橋是清が生まれたのはペリー来航の1854年で、当時としては非常に長生きされたのですが、1936年に2.26事件で暗殺されました。しかし、この高橋是清という人物の非常に稀なる人生がなかったら、日本の今日の制度はなかったのではないかと思ひます。

皆さんはヘボン式のアルファベットをご存じかと思ひますが、是清は幕末にヘボン塾で英語を学び、1867年の13歳のときに勝海舟の息子たちと米国に留学しました。しかし、横浜の貿易商にだまされ、カリフォルニア州のサンフランシスコに着いたところで学費・渡航費を全て奪われます。そして、そのときにサインさせられた書類は、農奴としてぶどう園で働かされるというものでした。是清は年季奉公を転々とし、時にはストライキをして抵抗しながら、1869年にアメリカからほうほうの体で帰国します。この間、彼は生きた英語を学び、交渉し、サバイバルのために知恵の限りを尽くすわけですが、このことは中公文庫の『高橋是清自伝』にも載っています。

帰国後、是清は開成中学校・高等学校の元祖となる学校で英語の教師や初代校長を務め、その後は文部省や農商務省の官僚などをします。そのころ、是清はヘボン塾で習った英語辞典の改訂版の著作権について相談されるのですが、当時の日本にはその権利を守る法制度がありませんでした。それをきっかけに是清は問題意識を持ち、1884年には商標条例や専売特許条例のドラフトを始め、特許庁の初代長官に就任します。そして、知財制度の視察のためにアメリカ、英国、フランス、ドイツを訪れますが、これは形式的な視察旅行ではありませんでした。彼は生きた英語を学んでいるので、少し話せば、通訳を介して片言で話す日本人とはレベルが違うことが、先方にも分かるわけです。アメリカの USPTO でも現場の事務官たちと話をし、どのような実務が日本に合うかを見て回りました。是清は運悪く騙されて農奴になりましたが、そのおかげで生きた英語を学び、それが後の知財制度を作ったと言えます。

是清は財政面でも、1927年の昭和金融恐慌の際には、片面だけ印刷した紙幣を銀行の窓口に大量に積ませ、民衆を安心させるという裏技を使いました。また、イギリスに続いて世界で2番目に金本位制を廃止し、恐慌から脱するためにリフレ策を行うなど、次々に改革を行いました。そして、リフレ策がうまく行って超インフレに入ると、是清はリフレ策をやめて赤字国債を廃止し、軍事予算の削減を提案したのですが、それが軍部の怒りを買って、2.26事件で暗殺されることとなりました。

それから、日本が日露戦争に勝ったことは日本の近代化にとって非常に重要な事件でしたが、それを支えたのも是清です。彼は単身でイギリスに渡り、当時の日本の国家予算の60倍に当たる外債をイギリスで調達するというマジックのようなことを実現しました。これがなければ、日本は戦費を調達できませんでした。当時、英国で投資家から「どうやって返すのか」と聞かれると、是清は「日本の関税収入で必ず支払う。」と約束し、何と完済し終わったのは1986年です。それまで延々と関税収入で支払い続けたわけですが、そういう交渉ができる男だったのです。

このように、日本は、明治期の高橋是清をはじめとする頼まれな人々のおかげで、今の近代国家の礎を築くことができたと言えるでしょう。

## 自身の法曹人生を振り返って

ここでいきなり極小の卑近な話となりますが、私が法曹になったのは司法修習38期の1980年代後半です。ちなみに、1964年のオリンピックも覚えていますし、その直前に開通した東海道新幹線には開通から2日目に家族で乗った記憶があります。ケネディ暗殺の場面もテレビで見ました。私が修習生になったころはまだバブル期でした。今の皆さんには申し訳ないくらい、修習生も合格後は浮かれ騒いでいたような雰囲気湯島の研修所には、ありました。

実は、私は研修所に入る前に結婚していました。夫が新任の検察官だったので、中野刑務所の懲役囚が造った(?)という、本当に取り壊し寸前の官舎の最後の住民になりました。「これは刑法で言う建造物の概念に達しているのか?」と思うような、床のすぐ下が地面の土という建物に住んだ記憶があります。ですから、世間のバブルな生活と公務員のすごく地味な生活の落差を味わいました。

夫に続いて、私も検察官に任官しました。私は社会に出たことがなかったので、本当に社会のことを知りま

せんでした。検察官になって初めて捜査で被疑者と向かい合い、話をする中で知ったのは、やはりどの方も「恵まれていない」ということです。生活環境、貧富の差を目の当たりにし、全てに恵まれた方が、取り調べの場に来ることはまずないのだ、と思い知りました。そして、そういった方たちと人として向き合う重要さも感じました。自分が向かい合っている五十数歳の方が、足し算しても社会にいたのがたった数年ということもあり、状況を変えるために「何かできることはないのか」と思わざるを得ませんでした。

そのような中、夫が検察官を辞めることになり、私も一緒に辞めました。実は弁護修習で御世話になったのは、東京裁判で重光葵被告の弁護人として来日したアメリカのファーネス弁護士が東京で開いた渉外事務所でしたが、検事を辞めた後に勤めたのは、同じく東京裁判で木戸被告を担当したウィリアム・ローガン弁護人が東京で開いた渉外事務所でした。そのようなわけで、私はアメリカの占領下で戦後日本のいろいろな制度が始まったころの空気を感じる機会がありました。

その渉外事務所では、4年目に提携先のサンフランシスコの法律事務所に行かせてもらいました。これがちょうど第1次湾岸戦争のころだったのですが、そこで私は初めて「プロボノ (pro bono)」という言葉を知りました。カリフォルニア州は全米の中でもかなりプロボノ活動（公益の法律家活動）が盛んな場所で、私がいたのは弁護士1000人ぐらいの事務所でしたが、そこでも年間ある程度の時間をプロボノ活動に割くことが義務化されていました。

そして、もう一つ味わったのはダイバーシティ（多様性）です。今でこそ、日本では女性のダイバーシティという言葉が普通にいわれるようになっていますが、日本は単一に近い民族で暮らしているので、せいぜい男性・女性のダイバーシティの話しか出てきません。しかし、外国では違います。アメリカでダイバーシティというと、まず人種です。私が日本人女性としてサンフランシスコオフィスに来たとき、アフリカ系アメリカ人の女性弁護士から「日本ではダブルマイノリティの状況はどうか？」と聞かれ、日本で自分は人種的にマジョリティであることを説明した記憶があります。

ダイバーシティの中でうまく課題を解決していくうえで必要なのは、ディスカッションです。自分の意思を伝え、相手の意見を聞いて、ディベートするということが常日頃行われていました。そして、1990年に湾岸戦争が勃発したのですが、その日のことは忘れません。この部屋よりも大きな会議室にみんながお昼に集まり、壁の大画面で、ミサイルが発射されるのを45度の角度で映す映像をCNNで見っていました。事務所内は直ちにサポート派とアンチ派に分かれ、それぞれが自分のオフィスの部屋に旗を立てるなりして意思表示を始めました。当時、そのオフィスに日本人は私一人しかいなかったのですが、「どうして日本は同盟国なのに兵を出さないのか」と言われたこともあります。私はそのとき、日本国憲法9条を説明し、憲法をドラフトしたのはGHQ（連合軍最高司令部内の先進的な米国弁護士たちだったという話をしました。かなり知的レベルの高い弁護士が集まった、クオリティの高い事務所だったはずですが、それを知っている人は少なかったのです。そのくらい日本の制度が知られていないのだと思うと、外交官ではないのですが、一人の日本人として、海外にいるときのわれわれは日本を代表して日本を語る立場にあるのだと感じました。そして、それだけの知識を持っているだろうか考えると、自らの不勉強を非常に恥ずかしく思いました。

日本に戻ってきたとき、私には保育園の小さい子どもが2人いました。当時も今も、待機児童問題は全く変

わっていません。保育園に入れないので、このままでは事務所に戻れないと思いました。知恵の限りを使ってどうやって保育園を探したかは次の機会にしたいと思いますが、ワーク・ライフ・バランスを考えながら、ようやく事務所に戻りました。今思うと、本当に目の回るような毎日でした。しかし、アメリカで覚えたプロボノの味は忘れることができませんでした。

そのような中、当時、日弁連でもベトナムの法整備支援を始めており、ベトナムから裁判官の方が来日し、労働法の整備について私の同期の弁護士がレクチャーをするということで、私とその英語通訳を担当しました。また、それからしばらくたって、知財法をベトナムで作るというプロジェクトが JICA であり、そのお手伝いをしたこともあります。ベトナムの場合、その法制度が元の宗主国であるフランスの影響を色濃く受けているということも、そのときに学びました。

その後、いわゆる「小 1 の壁」に直面し、渉外事務所の勤務は時間的になかなかつらいものがあったので独立しました。そうすると時間も少し自由になったので、血友病の方々が輸入された HIV 汚染血液製剤を投与されて HIV に感染したという薬害エイズ事件の患者側の弁護団にボランティアで入りました。そのときは刑事告訴をして、東京地検の皆さまには本当に頑張ってください、その証拠収集のお手伝いもしました。

その他、日弁連で 3 年間のプロジェクトチームの研究を経て、2005 年 4 月に知財ニーズを全国的に支える弁護士のネットワークとして、「弁護士知財ネット」を創立しました。その創立時からの理事であり、初代のアセアン担当理事として各国の法整備支援においても数々の活動をされている京都の伊原友己先生もこちらにいらしていますが、そのような経験を経て現在に至ります。

## 法整備支援活動に携わって

10 年間くらい、私が毎年続けている日本での活動があります。このスライドの左側上下の写真は、一昨年と昨年の夏にアフリカ・アジア各国の農業の行政関係者の方々が来日して、農業に知財を生かして、いかに技術面のみならずブランド化していくかというレクチャーを JICA 筑波で行った時のものです。そのような JICA の活動をしている他、スライドの真ん中上下の写真は、日本の特許庁が知財関係の支援を ASEAN・中南米各国に対して行っているのですが、その研修の講師を務めたときのものです。それから右上の写真は、特許庁の 10 カ月の研修で来日された、ミャンマーの科学省のモー・モー・トゥエさんです。彼女はミャンマーで新しい特許法を作るための活動にずっと取り組まれています。このモーさんを「ミャンマーの高橋是清にしようではないか」というのが、われわれ弁護士知財ネット・日弁連の思いです。この写真は、弁護士会館の 2 階にある講堂「クレオ」でモーさんの日本における長期研修の卒業論文に近い報告書を発表する機会として講演会を開いたときのものです。モーさんと個人的にも話をしましたが、彼女は決して裕福な家に生まれた方ではありません。お父さんはタクシーの運転手さんで、非常に教育熱心な方です。ミャンマーは元はビルマで、仏教国ですが、彼女は日本の江戸時代の寺子屋のようにお寺のお坊さんのところに行って英語を習いました。そして、そのお坊さんは「覚えるには自分が教える立場になるのが一番いい」と言って、彼女に子どもたちの指導係を命じました。そこでモーさんは一生懸命教えながら勉強し、国の奨学金を取って、シンガポールの大学で化学を勉強して今日に至っているわけです。

このような支援活動をしていると、ASEAN から来る役所の方はモーさんのような女性の方が多いのです。そこで、「なぜ ASEAN 諸国では知財分野に女性の官僚が多いのでしょうか？」と私がモーさんに質問すると、彼女はにやっと笑って、「男性には、複雑なことは無理なのではないでしょうか。」とおっしゃいました。それぐらいアジア各国では女性が活躍しています。

最後に、スライドの右下の写真は今年 3 月のインドネシアでの法整備支援のときのものです。ここで一番感じたのは、やはりこのような支援においては双方向のコミュニケーションが重要ではないかということです。日本の ODA は欧米のような押し付け型・条件付きではないことが好感されています。ただ、日本は、こうしたわれわれの「思いやり」の気持ちを表現する能力がまだ少し遅れているのではないかと思います。われわれの思いを相手に分かってもらうには、やはり双方向のコミュニケーションが重要ではないかと思います。

本日までご参加くださっている皆さまには、私が検察庁のときに体験したことからしても、御自身がどれだけ恵まれた潜在的な能力・環境をお持ちであるかを知っていただきたいと思います。その潜在能力をこうしたプロボノの場につなぎ合わせて、法整備支援にぜひ参加していただきたいのです。先ほど、第 1 部の中で「なぜ法整備支援をするのか」というお話がありました。私もそのとおりだと思いましたが、もう一つ別の言い方で「パブリック・ディプロマシー (public diplomacy)」ということもできると思います。

社会構造は、今までのように国家や組織がピラミッド型の頂点にいて、そこでの交渉で物事が進むという形から、水平的ネットワーク型社会へのパラダイムシフトが起こっています。従って、われわれも国家に訴えるだけでなく、外国の国民にわれわれ民の立場からも直接的・間接的に訴えていくことが、日本国民の文化や思いを理解してもらい、イメージを向上させ、海外での自国民の安全の向上や経済社会のこれからの発展のために必要だと思います。その一つの機会が法整備支援への参加ではないでしょうか。本日のお話が少しでも皆さまが法整備支援に向かうきっかけとなれば、大変うれしく思います。

(梅本) 林先生、ありがとうございます。明治期に近代国家の礎を築いた高橋是清に始まり、林先生のご活躍をユーモアを交えながらご紹介いただきました。われわれ法整備支援を担当する者も、双方のコミュニケーションを大切にしながら、今後も頑張っていきたいと感じました。先生、貴重なお話をありがとうございます。皆さま、もう一度盛大な拍手をお願いします。

### 第 3 部 パネルディスカッション「国際協力・法整備支援へのアプローチとキャリアパス」

パネリスト： 入江 淳子（法務省大臣官房付兼秘書課付《国際担当》・検事）

松尾 宣宏（法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事）

田島 圭貴（北浜法律事務所・弁護士）

地神 亮佑（大阪大学大学院法学研究科准教授）

松戸 綾乃（独立行政法人国際協力機構（JICA）産業開発・公共政策部

ガバナンスグループ 法・司法チーム）

モデレーター：伊藤 浩之（法務省法務総合研究所国際協力部副部長・検事）

(東尾) ただ今から、第3部のパネルディスカッション「国際協力・法整備支援へのアプローチとキャリアパス」に入ります。まず私から、パネリストの方々をご紹介します。法務省大臣官房付兼秘書課付検事の入江淳子さん、当部教官の松尾宣宏、北浜法律事務所弁護士の田島圭貴さん、大阪大学大学院法学研究科准教授の地神亮佑さん、JICA 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ法・司法チームの松戸綾乃さんです。パネリストの皆さまのご経歴の詳細等は配布資料をご覧ください。モデレーターは当部副部長の伊藤浩之が務めます。

(伊藤) 本日は大勢の方にお越しいただきまして、ありがとうございます。これから第3部として、パネルディスカッション「国際協力・法整備支援へのアプローチとキャリアパス」をさせていただきます。

私自身は検事出身ですが、以前、JICAのラオスの法整備支援プロジェクトに2011～2014年の3年間、長期専門家として派遣されていたことがあります。ただ、この長期専門家の仕事については、第4部のパネルディスカッションでより掘り下げて専門家の方々からお話を伺う予定ですので、第3部のパネルディスカッションでは、法整備支援にもさまざまな関わり方があること、法律に関わる分野での国際協力・キャリアパスにもさまざまなアプローチがあることをテーマに、今回お集まりいただいたパネリストの皆さまからそのご経験、その上でのご苦労や魅力についてお話しいただきます。言い換えれば、さまざまな方が関与することで法整備支援が成り立っているということを理解していただくことにもつながるのではないかと考えています。

パネルディスカッションの進行ですが、最初にパネリストの皆さまからご経歴や現在の業務に関して自己紹介を兼ねてお話しいただき、その上で皆さまのキャリアに絡んで少し掘り下げて、具体的なお話を私の方からお伺いしたいと思います。そして、会場の皆さまからも質問をお受けして、最後は慶應義塾大学の松尾弘教授にコメントを頂く予定ですので、どうぞよろしくをお願いします。

それでは早速、パネリストの皆さまから自己紹介を頂きたいと思います。

(入江) 大臣官房秘書課付の入江です。私は2000年に検事に任官しました。2003～2005年の2年間はアメリカに留学していましたが、それを除いてはずっと検事として2009年までいろいろな地検を転々としています。その後、長男を産んで育休明けの2009年から3年間は外務省に出向し、そこでは主に人権分野、治安テロ対策協力分野、それから犯罪人引渡しのような国際法分野の仕事をしました。そして、東京地検に1カ月だけ戻り、次男を産んで産休・育休を取って、復帰後は東京地検の公判部に1年いました。

その後、今回のシンポジウムを主催している国際協力部や、法務省が運営する国連関連機関の国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)が属している法務総合研究所に来ました。法総研の総務企画部付だったので、実際はUNAFEIの教官でも国際協力部の教官でもなかったのですが、UNAFEIと国際協力部の予算や人員、他省庁とのやりとり、国会議員の対応、国会答弁の作成など、主に行政の仕事をしていました。予算を引っ張ってこないと国際協力もできませんから、そういった縁の下の力持ち的な仕事をしていたわけです。

そして、現在は大臣官房秘書課に所属しています。大臣官房秘書課は法務省の窓口となるところで、他省庁や他の大使館など、いろいろなところから問い合わせや依頼が来るのですが、それらをまずは秘書課で受け取ります。それを整理して法務省の中の関係部局にお渡しするのですが、その他にも法整備支援の関係で言えば、例

えばベトナムやラオスで大臣にぜひ来てほしいというイベントがある場合に大臣の出張をコーディネートしたり、あるいは外国から大臣が来日して法務大臣を表敬したいという場合に、その表敬をアレンジしたりすることも職務に含まれます。さらに国際担当ということで、2020年に日本がホストをする予定の kongress (国連犯罪防止・刑事司法会議) の担当も務めています。

(伊藤) ありがとうございます。いろいろな業務を経験されているということで、会場の皆さんも大変興味深いのではないかと思います。後ほど詳しくお話を伺いたと思います。

続きまして松尾教官、お願いします。

(松尾宣) 国際協力部で教官をしています松尾です。今日は地下1階で受付業務もしておりましたので、すでに私の顔を見ている方もいらっしゃるかと思います。お手元にある私のプロフィールには、他の皆様方と違い、カタカナの記載すらないことからおわかりのとおり、ほぼドメスティックで外国の要素が一切なく、30歳になるまでパスポートすら持ったことがなかったのですが、国際協力部に来て国際協力に関わる機会を得ました。2005年に検事に任官し、いろいろな地検で勤務をし、刑事事件の捜査・公判を遂行する現場の検察官として働いていました。私自身、育児休業を6カ月間取ったことがあり、ワーク・ライフ・バランスにも配慮しながらドメスティックな検察官人生を送っていたところ、2015年に国際協力部に着任となったわけです。

国際協力部では、教官ごとに担当する国がある程度決まっています。いろいろな国を経験するのですが、今、私が業務として担当している国はベトナム、バングラデシュ、中国です。バングラデシュについては、昨年、司法大臣を日本にお呼びして、その節は大臣官房秘書課に大変お世話になりました。ベトナムが現在のメインの担当国であり、次の新しい研修が7月に控えているのですが、例えばベトナムの方々が日本に来てこういうことを学びたいといった研修のプロデュース、誰にどのような講義をしてもらうか、どこの機関に訪問すれば学習効果があがるかといったことを総合的に企画したりもしています。

(伊藤) ありがとうございます。続きまして田島先生、お願いします。

(田島) 北浜法律事務所で弁護士をしています、田島です。私は2006年に弁護士になり、今年で11年目になります。当時は大きなM&Aや日経の1面に載るような仕事がしたいと思い、東京の長島・大野・常松法律事務所に入所しました。そこに入って5年ぐらいは希望どおりM&Aとコーポレートチームに配属されて、大きなM&Aやコーポレートの事件を主に担当していました。

東京や大阪の大きな法律事務所では、5~6年目になると留学に行くチャンスがあります。私もそれを利用して、5年目のときにアメリカのロースクールに1年間留学しました。これまでの日本の大きな法律事務所のキャリアパスとしては、アメリカに1年間留学し、その後、現地の法律事務所です1年間研修するのが一般的でした。ただ、日本人弁護士がアメリカの法律事務所に半年あるいは1年間行っても、契約書の和訳・英訳といった補助的な業務が中心で、即戦力としては扱われず、弁護士としての能力を高めるという観点からはあまり有意義



ではなかったというような話を先輩弁護士からよく聞いていました。そこで、折しも当時は日本企業のアジア進出がマスコミ等でも取り扱われており、私は学生時代からアジア諸国によく旅行に行っていて好きだったということもあって、事務所と相談の上、インドのアマルチャンド&マンガルダス法律事務所に出向する機会を得ました。

このアマルチャンド&マンガルダス法律事務所は当時のインドで一番大きな事務所であり、弁護士が 800～900 人ぐらい所属していて、インド各地にオフィスがありました。結局、この事務所には約 1 年間出向することとなったのですが、当時、私は、引き続きアジアで勤務したいと考えており、ちょうど当時所属していた長島・大野・常松法律事務所がバンコクやハノイ、ホーチミンに次々とオフィスを作る計画があったため、私は既にベトナムに出向していた先輩弁護士と 2 人で新たに長島・大野・常松法律事務所のホーチミンオフィスを立ち上げる作業に取りかかることとなりました。そして、半年ぐらいかかってホーチミンオフィスを立ち上げ、そのまま約 3 年間、そのホーチミンオフィスで勤務し、日系企業の方々を中心にサービスを提供していました。

また、それと並行して、ベトナムで勤務している間、名古屋大学の日本法教育研究センターで日本法非常勤講師として勤務する機会にも恵まれ、昨年末に家庭の都合により大阪での勤務を希望し、現職の北浜法律事務所に移籍してきました。日本に帰国してからも仕事内容はあまり大きく変わっておらず、昔から携わっていた M&A やコーポレートが中心です。ただ、直近 5 年間ぐらいは海外にいたということで、国際取引やクロスボーダー M&A といったいわゆる国際案件の割合が非常に多い状態です。

(伊藤) ありがとうございます。アジアでの実務経験が大変豊富かと思しますので、そのあたりのお話や、それから国による違いについても後ほど伺いできればと思います。

続きまして地神先生、お願いします。

(地神) 大阪大学の地神です。労働法と社会保障法を専攻しています。私は今どき研究者のルートとしては珍しく、ロースクールを出ていません。最近、実定法系はロースクールを出ないと採らないところが非常に多いわけですが、ロースクールではない研究者養成の大学院で労働法と社会保障法に限ってしつこくやっていたところ、前職の滋賀大学に拾っていただき、そこで 2 年間過ごした後、4 月に大阪大学に移ってきました。出身大学に戻ったということになります。

仕事内容は、授業をするというのが一つです。とりわけ労働法、それから法学一般について教えています。滋賀大学では経済学部の所属だったので、法学一般について講義をしました。また、私はアメリカの失業保険法制について研究していたこともあり、外国文献研究の授業も担当していました。もう一つの仕事は研究論文を書くことです。

そのような中、ラオスの法律人材育成強化プロジェクトに参加する機会を頂きました。ただ、正直なところ、私はこのような活動があること自体を知りませんでした。具体的にどのような人々がどのように活躍しているのか、ということは全く知りませんでした。では、なぜそのような話がやって来たかという、まずは私が大学院時代にお世話になった労働法の教授のご友人である弁護士先生のところに話が来て、その弁護士先生から

私が大学院時代にお世話になった労働法の教授に話が来て、さらに若い人をメンバーに加えたい、ということで教授から呼んでいただいたという、偶然の世界です。この偶然がなければ、法整備支援に出会うことはなかったという意味では、ある種特殊なキャリアかもしれません。あるいは大学教員がそういうものに関わる場合、そのような感じで話が突然降ってくるものなのか、どちらが多いのかは分かりませんが、まさに偶然の産物というところでした。

私と一緒に参加した先生方が具体的に何をしたかという、まず、昨年、この場（国際会議室）にラオスから多くの法律専門家や大学の先生がいらっしゃって 2 週間にわたる本邦研修が実施されたのですが、その中で「労働法ハンドブック」を作成するお手伝いをしました。われわれがハンドブックを書いたら「人材育成」になりませんから、基本的にはメンバー間で議論していただき、われわれは分からないところがあったら質問してもらおう立場ということでした。

また、本邦研修の約半年後、ラオスまで連れて行っていただき、同じようなことを現地でもやりました。現地だと多くのラオス側メンバーが来てくれますから、より良い議論ができるだろうという趣旨になります。ラオス側メンバーや現地日本人スタッフの皆さまにも非常に良くしていただいて、こちら也大いに勉強になりました。不思議なご縁でしたが、参加してよかったと感じており、その良さをこの後にお伝えできればと思います。

（伊藤） ありがとうございます。巻き込まれたような経緯がありながら、今、どのように感じておられるのかというあたりを後ほど詳しく伺いたいと思います。

続きまして、JICA の松戸さんに自己紹介をお願いします。

（松戸） JICA の法・司法チームから来ました、松戸です。私はもともと法律を勉強していたわけではなく、どちらかというと国際政治・国際安全保障の分野で、フランスで修士を取りました。特に紛争リスク分析を専門とし、ネパールに 3 カ月滞在した経験があります。その後は JICA に入って、まずはアフリカ部で主に仏語圏アフリカの案件形成をしました。当時は法律分野に限らず、いろいろなセクターを扱っていたのですが、その後、現職のガバナンスグループ法・司法チームに来たという経緯です。

現在の職務内容ですが、ベトナムの法整備支援の案件、仏語圏アフリカの案件、その他に国際機関連携ということで、例えば UNDP（国連開発計画）のガバナンスグループとの連携等も担当しています。ベトナムについては全体の冒頭に詳しいご説明がありましたので割愛致しますが、市場経済化に向けて、それに必要な法制度支援をしているところです。また、ベトナムは民商事法が中心なのですが、仏語圏アフリカに関してはテロなどの刑事法適用犯罪が多い地域ということで、それに対応するために、刑事司法の関係者である検察官・裁判官・警察の捜査能力・公判能力の向上を目的とした刑事司法研修を実施しています。その他、コートジボワールにおいて、司法アクセスの改善ということで、法テラスのようなコールセンターの設置も行っています。

UNDP との連携については、実は今朝までニューヨークの UNDP 本部に出張していて、伊藤副部長とも一緒していました。国際場裡では、紛争影響国におけるルール・オブ・ロー（Rule of Law）に焦点が当たることが多

いです。日本、JICA は紛争影響国でのオペレーションが少ないので、国際機関がどういったことをしているのかについて情報収集を行い、また、逆に国連機関界隈ではアジアの法整備支援を行っているところが少ないので、こちらが行っているアジアの法整備支援を発信していくという形で連携をしています。

法律的なバックグラウンドのない者がどのように開発援助機関の職員として関わっているかという点、私の主な役割は案件の実施監理です。開発援助機関の職員が付加価値を付けられるのは、その国全体の開発をどうしていくかということで、法律のセクターだけでなく、あらゆる他のセクターも見た中で、法律の支援はどのようなものがどういう位置付けにあるのかを見ながら、最も適切なスキーム・援助方法を選んでいける場所だと思っています。

最後にキャリアパスについて付け加えると、私はガバナンスグループ法・司法チームを希望して配属となりました。組織なので人事で希望を出せるのですが、それ以前にもそのチームにいる方に話を聞いたり、積極的に人に会ったりしています。もし配属について希望があれば、正規ルート以外にも、積極的に今いる人たちの話を聞くことが非常に重要ではないかと思っています。

(伊藤) ありがとうございます。それぞれ違ったバックグラウンドをお持ちで、いろいろな分野で大変活躍されていることがうかがえました。

早速、より具体的なお話をお伺いしていきたいのですが、まず一つの前提として留学のお話が出たかと思います。田島先生は事務所に入った後にアメリカに1年間留学し、入江さんもアメリカに2年間行かれたということで、これは人事院の留学制度で行かれていると思うのですが、その経緯と留学で学んだこと、そしてそれがどのように活かされているのかについて、教えていただけますか。

(入江) 伊藤副部長がおっしゃったように、私は人事院の留学プログラムでアメリカに2年間行っていました。1年目はニューヨークのコロンビア大学のロースクールでLL.Mを取得し、2年目はアリゾナ州立大学に客員学生として通い、このときにフェニックス検察庁でインターンをして、実際に法廷にも立たせていただきました。

これらの経験が何に役に立ったかという点、やはりコモン・ロー・システムの法体系を頭だけでなく、自分の体で感じ取って理解できたのと、コモン・ロー・システムの良い点や悪い点を日本の制度と比較して知ることができました。それから、日本を客観的に外から見ることができ、非常に勉強になりました。アリゾナのロースクールの学生は、日本が地球儀のどこにあるかも知らないのが普通なのです。「日本は極東 (far east) にあるでしょう」というぐらいの認識しかありません。また、テレビ番組でも、日本の首相と会ったなどというニュースは流されないのです。そのような現実を知って、日本は黙っていると、国際社会の中で本当に目立たない存在なのだということが身に染みてよく分かり、今の国際の仕事をする上でも、その視点は役に立っています。

その他、私は全く役立てていないのですが、留学していると、将来、国際機関に応募するときにその資格が使えるという話を聞いています。

(伊藤) 同じく留学された田島先生からも、お話をお願いします。

(田島) 今のお話には全く同感なのですが、私は法律事務所の制度で留学したという点が異なりますし、本日はキャリアパスもテーマになっているので、その観点から少し補足してお話ししたいと思います。東京や大阪の大手法律事務所を中心として、日本では5～6年目に留学に行く機会があるのが一般的です。もっとも、留学に行くも行かないも個人の自由で、昔はかなりの人が行っていたようですが、最近は行かないという選択をする若い弁護士も増えていると聞いています。

留学は一長一短だと思っていて、行った場合の長所としては、まさに客観的に日本を見ることができるという点があります。また、私がもう一つ感じたのは、英語を使用する環境に一定期間どっぷりつかる期間があると、もちろん英語の能力が上がるだけでなく、日本語の能力も上がるということです。日本語と英語は文章の構成や文法も大きく違うのですが、5～6年目というある程度日本語での仕事に慣れてきたところで、英語で読み、考え、書くという経験を一定期間することは、留学期間が何年間かによっても効果は大きく変わってくるかと思いますが、実務家として効果的な文書を作成する能力を向上させる上で、一つの大きな経験になるのではないかと思っています。

一方で悪いといわれている点もあって、5年目でようやく仕事を覚えてきたところで、1年間あるいはそれ以上の期間、日本での実務から離れてしまうのが自分のキャリアにとってよいのかと考える弁護士もいます。そういう方々の中には、例えば国内の官公庁や大企業の法務部に出向するといった別のキャリアパスを選ぶ若い弁護士も増えています。弁護士になると、5～6年目で国際化の道に進むか、ドメスティックな方向に進むか、自分で道を選べる機会があることをお伝えしておきたいと思います。

(伊藤) 松戸さんもフランスに留学して修士を取られているということで、珍しいかと思いますが、その経緯やどういったことを学ばれたのかといったことについて、コメントいただければと思います。

(松戸) 私はフランスの大学院で国際関係論の中でも国際安全保障学を学んでいました。具体的には、内戦等の紛争リスクをどのように分析していくか、あるいは開発援助において紛争地でプロジェクトを作るときに、どういった紛争の要因に配慮して案件形成すべきかということを勉強していたわけです。

法整備支援と絡めてお話すると、私がこのチームに来て思ったことは、紛争解決について国際政治の側面から勉強する方が大勢いらっしゃるのですが、そういう人たちも法律をきちんと学んだ方がいいということです。というのも、法律の分野こそ紛争解決の知見というか、訴訟、調停、和解など、人が持っている問題というものをどのように解決するかについての知恵が詰まっているため、国際関係で紛争を学ぶ人も、法律分野の紛争解決手段について学ぶ意義があると思うのです。私がフランスにいるときは、法律分野では国際法ぐらいしか触れる機会がなかったのですが、今はこうして法整備支援を通じてより広く法律の世界に携われて非常によかったと思っています。違うセクター・学業分野でも学ぶことで視野が広がりますし、互いに影響し合うこ

とがあると感じました。

(伊藤) 大変貴重なコメントをありがとうございました。

続きまして、皆さんいろいろなキャリアを積んでこられたということで、そのあたりをお伺いしてみたいと思います。まず法務省の関係で、入江さんは外務省に出向しておられたということですが、総合外交政策局兼国際法局では具体的な業務としてどのような関わり方をされたのかを教えてくださいませんか。

(入江) 具体的には総合外交政策局の中の人権人道課、国際安全・治安対策協力室、国際法局国際法課の3課兼務でした。まず人権人道課では、日本が批准している国連人権条約(A規約、B規約、女子差別撤廃条約など)をきちんと守っているという報告をジュネーブやニューヨークの国連の委員会に定期的にしなくてはいけないのですが、その日本代表団の一員として入り、出張して報告をしていました。

また、国際安全・治安対策協力室では国連と共同して、国際組織犯罪対策やテロ対策についてどのように世の中のみinnで協力し、テロをなくすのか、組織犯罪と戦うのかといったところに取り組んでいました。私のときには条約交渉はなかったのですが、いわゆる決議案を採択するに当たっての交渉で「ここは譲れるけれども、こちらは譲れない」という、国際協力というよりはむしろ対話をして妥協・調整していくという世界ですが、そのような交渉をしていました。

それから国際法局国際法課では、いわゆる捜査共助、それからICC(国際刑事裁判所)の案件を見たり、たまに領土問題が入ってきたり、国際法課では、国際の刑事に関する何でも屋のような感じの仕事をしていましたが、いろいろと相談を受けてやっていました。

(伊藤) 各国の交渉の場というのは、なかなか見えない裏の場面でご苦労があるのではないかと思います。ちなみに外務省では、国際協力に関して直接所管しているのは国際協力局になりますか。

(入江) 直接所管しているのは国際協力局ですが、検事の出向ポストでは、そこは全く所管に入っていませんでした。

(伊藤) 法務省では最初に検事の職に就いてからも、さまざまな省庁への出向をはじめ、いろいろな分野に関わることができると思います。そういった中で法整備の分野に興味を持って入ってきたのが松尾教官ではないかと思うのですが、どのようにしてそのような希望を持つようになったのか、また、その希望をかなえることができたのかをお話いただけますか。

(松尾宣) 私は2005年に検事になり、実はそのときに法整備支援はもう始まっていたのですが、「法整備支援」という言葉をまず知りませんでした。今でこそかなり広まっていますが、大半の学生はなかなか「法整備支援」という言葉を聞く機会はなかったと思います。検事3年目の2008年に、検事が必ず一度は受ける研修が

あるのですが、そこで「検察官の国際貢献」というコマがあり、当部教官や副部長を経て、現在は UNODC という国連の機関で働いておられる検事の柴田紀子さんが、JICA 長期専門家でカンボジアに派遣され、法整備支援に携わっていた際のご経験に関する講演をされているのを聞いて、「すごい仕事があるな…」と思いました。

「人の役に立ちたい」と思って法律家になったのですが、まさに国際協力で人の役に立つ仕事ができるということで、当時、30 歳を過ぎて初めて海外旅行に行つてすっかり海外熱に染まっていた私は、素晴らしい仕事があるなと思ったのです。ただ、どのようなキャリアパスでここに関わればいいのかはよく分かっていませんでした。

検事には、「検察官データベースシート」といって、毎年、必ず定期異動でどこに行きたいかの希望を書いて提出するものがあります。そこで、私はその講義を聞いた翌年からひたすら「法整備支援」と書き続けました。国際協力部では「国際協力人材育成研修」という研修を毎年やっていて、カンボジアやベトナムに 1 週間行ける研修があるのですが、それにもひたすら手を挙げたのです。その結果、平成 26 年にまずはその研修に参加することができました。もっとも、私には家族もいて、実際に海外で仕事をするとかなり躊躇する部分はあったのですが、それでも希望に「法整備支援」と書いていたら、その研修に参加した 1 年後に年度途中で呼びかけが掛かり、希望をかなえていただきました。

その間、「法整備支援」と希望に書き続けた以外に特に国際分野で実績を積んだといったことはなかったのですが、国際分野に興味を持っているということはどうしてもアピールしたかったので、TOEIC を受けてハイスコアを更新するたびにデータベースシートに書くなど、アピールになるようなことは考えていました。

(伊藤) ちなみに、ご家族の理解は得られたのですか。

(松尾宣) 将来的に海外に長期専門家として赴任することを希望しており、今のところは理解を得ています。ただ、理解を得るためには家庭のマネジメントも必要で、平日は子どもの保育園のお弁当を私が作るなど、こちらも一応、一定程度の努力はしています。

(伊藤) 将来的には、機会があれば JICA の専門家として現地に赴任したいという希望もあるかと思うのですが、ここに来るために英語の勉強をしてきたということで、それ以外にこれから専門家として現地に行くことを考えた上で、さらにこういったことをしたい、あるいはした方がいいのではないかとしたことについてお考えはありますか。

(松尾宣) 昨年の「法整備支援へのいざない」でも実は話題になったのですが、英語は最低限の共通のコミュニケーションツールとして当然身に付けておくとして、法整備支援ではアジアの国々を相手にしますが、法律はやはり言葉が大事なので、現地語の勉強をしています。私の場合、特にベトナムに行きたいと思っているので、まだ読み書きを自由自在にできるレベルではありませんが、ベトナム語を勉強しています。言葉は学ばば学ぶほど比較でいろいろ分かることがあるので、若い皆さんにはぜひ英語だけでなく、多言語を勉強するこ

とをお勧めします。私も語学自体が好きなので、よくやっています。

あとは、本当にかじった程度ですが、いろいろな実体法を勉強したいという意欲が最近湧いており、行政法や労働法など、片っ端からいろいろな法律の本を買っては斜め読みしたりして、いろいろな法律への理解を得ようとしています。

(伊藤) 確かに現地に行くと、当初想定していた法律だけでなく、いろいろなところから日本のこういった法律、あるいは法制度について教えてほしい、レクチャーをしてほしい、プレゼンをしてほしいといった話が他の国際ドナーから持ち込まれることが結構あるかと思います。そうでなくても、日常の付き合いのあるカウンターパートの人からもいろいろなことを聞かれるので、当然、幅広い知識がある方がよいということはあるのではないかと思いますから、ぜひ続けていただければと思います。

では、今度は田島先生にお伺いしたいのですが、実務においてインドとベトナムに行かれたということで、インドと聞いただけで、多分、仕事をする上で相当タフなのではないかと思いますし、ベトナムはベトナムでまたそれとは違い、しかも事務所の立ち上げに関わったということで苦労された点が多いのではないかと思いますのですけれども、そういったご経験、あるいは楽しかったご経験や魅力のある点等についてお話しいただければと思います。

(田島) 大変だった点としては、まずは、生活環境かと思います。ベトナムは昨年に高島屋もできたりしてかなり快適な状況で、イオンも近郊に3店舗ありましたし、現地の食事也非常においしいので苦労はなかったのですが、インドはまだまだ衛生面などの生活環境が厳しく、そういった意味では生活が大変ということはもちろんありました。

次に、現地での仕事についてですが、例えばベトナムでは、私は日本の弁護士として日系の法律事務所で勤務していましたから、依頼者の99%は日本企業でした。日本における仕事との違いとしては、日本のオフィスでは多くの専門家による分業制が進んでいるので、私はコーポレートとM&Aを主にやっていたのですが、人員が限られている海外のオフィスではそればかりをやるわけにもいきません。もちろんベトナムに進出する日系企業から依頼されたコーポレートやM&Aの業務も非常に多いのですが、例えば従業員の交通事故に関する問題や債権の回収に関する問題など、東京オフィスで働いていたときにはあまり受けたことがない分野の業務も増え、自分の業務の幅が広がったということが一つあります。

もう一つは法整備支援の関係ですが、日本の公的機関と共同して活動する機会が増えました。例えばJETROとの共同で行った活動となりますが、ベトナムでは法律自体はそれなりにしっかりしているものの、全く法律どおりの運用がなされておらず、役人から不透明な手数料を要求されたり、日系企業ばかりが摘発されたりといった不公平な運用が横行していることから、ベトナム政府に対して、このような不公平な法律の運用の改善を求める要望書を提出し、意見を伝える機会が定期的にあったりします。そのような機会にJETROのリーガルアドバイザーとして参加し、こちらからの要望を現地の法律に基づいて構成して、説得力のある形でベトナム政府に伝えることにより、日系企業が少しでも投資しやすくするようになるというような活動を定期的に行っ

ていました。このような点は、日本にいるときの業務内容とはかなり違う点ですし、また、実際に行ってみて非常にやりがいを感じた点です。

(伊藤) そういった現地ならではの弁護士としての仕事をされている一方で、名古屋大学の CALE (法政国際教育協力研究センター) の日本法教育研究センターは日本語で日本法を現地で教えるという非常にユニークで画期的な意義のある取り組みをベトナム現地でされているのですが、田島先生がここで講師をされていたというのは、法律の講師をされていたのですか。

(田島) 日本の民法を教えていました。

(伊藤) 現地でこういった活動をされていたのか、教えていただけますか。

(田島) この活動は週 1 回だったと思いますが、ホーチミン市のロースクールで日本の民法について教えていました。私はちょうど弁護士 6~7 年目ぐらいのときにこの機会を得ましたので、正直に言って日本の民法に関する知識が若干あやしくなっていて、実はこのお話を頂いたときに、日本から内田民法 4 分冊を郵送してもらい再度勉強しました。それで毎週、日本語でレジュメを作り、日本語を学んでいるベトナム人の若いロースクール生たちに、日本語で、日本の民法を教えていました。

日本の民法の内容を教えるのは、学生たちがロースクールの試験を通る上でももちろん大事なのですが、私は、特に学生たちに学んでほしいことの一つとして、法令を解釈してそれを具体的事案に適用するという、日本で一般的に行われている法的な考え方を学生に教えるよう意識していました。というのも、ベトナムで働いていると、現地の弁護士の質に非常にむらがあって、「政府がこう言っているから」「これが当たり前だから」という理由で法令を十分に調査することなくアドバイスがなされるのを頻繁に経験していたので、そうではなくて、法律を解釈するときは法律の文言にこだわって、「ここではこういう文言が使われているから、こういう解釈が合理的なのだ」という法律家としての考え方を少しでも学生たちに分かってほしいと考えて、そこを意識して教えるようにしていました。

(伊藤) 日本法教育研究センターで学んでいる学生さんは、基本的に日本語を一から学びはじめて、それに並行して日本法も学んでいくということで、なかなかハードなカリキュラムではないかと思うのですが、非常に熱心に学んでおられると感じています。

続いて地神先生に研究者、それから教育者という観点からお伺いします。もともとご専門は労働法・社会保障法で、これに関して比較法という観点でしょうか、アメリカの法制について研究しておられたのが、先ほどおっしゃっていたような人のつながりで法整備支援にも関わるようになったということで、外国法制を研究者として研究するのと法整備支援という場面で他の国の法制を見るのとでは違いがあると思いますが、このあたりについてご経験を踏まえて教えていただけますか。



(地神) 比較法というお話がありましたが、法律を研究していると、「何法をやっているのですか」の次に聞かれる質問が「どこの国ですか」なのです。それぐらい研究者の世界で比較法はほぼみんなが通る形になっています。そのうち多くの研究者は日本法に回帰していくのですが、若いうちは必ず一度は通る道です。

比較法をなぜやるのかというと、若い私が生意気なことは言えないのですが、日本法の文献を読むときにはさらっと読み飛ばしてしまうところであっても、外国法についての文献や法律そのものを読むと、なにか引っ掛かる部分がある、その引っ掛かったところをよく考えてみると、当たり前のように捉えていた日本法の特殊性が分かります。つまり、外国法を研究するのは、もちろん実務家の皆さんに外国法そのものを説明するという意味もありますが、むしろ日本法についてよく知るためという部分もあると思います。

そうした研究をやっている中で何となく気付いてきたのは、違う部分があっても、「どちらが優れているか」という話でもないのだろうということです。結局、その背景には文化や歴史の違い、それから労働法・社会保障法ではよくあるのですが、産業構造の違いがあります。「アメリカはこうだから」「ドイツはこうだから」というとき、素直に「ドイツの方が良さそうだね」と取り入れるわけではなくて、それは文化や歴史、産業構造によって違いますから、そう簡単に良しあしは言えない話なのだ何となく感じるようになっていきました。

そして、実際に法整備支援という形でラオスの法律を扱うことになったとき、その中で研究者として比較法をやってきたことが使えるなと思ったのが、法律人材の育成の場面です。法律やその扱いが違うのにはさまざまな理由があることを前提に、その理由を考えつつ法律人材育成にかかわらないと、法整備支援の中で法律の中身を学んでもらう、あるいはそこで学んだことを次の世代に引き継いでもらおうといったことが正確にはできないのだろうと思ったところです。

たとえば、ラオスには労働法があります。実はこの内容はすごく立派なことが書いてあるのですが、それはやはり先進国レベルであるわけです。産業構造も何もかも違うのにまずは一緒のものを当てはめざるを得ない中で、では、中身をどう解釈していくのかということ、これはやはりその国の文化や歴史の違いを見ていかないといけないわけです。難しさはあると思いますが、ただ、そこに気付けたのは比較法をやっていたからではないかと感じています。

(伊藤) 文化の違いをいろいろ見るということに気付かれて、それを踏まえて先生の方からラオスの皆さんにいろいろお伝えしていると思うのですが、それがどの程度伝わるものなのか、あるいはどのぐらいの期間で伝わるものなのか、そのあたりの印象、感覚はいかがでしょう。

(地神) 私が本邦研修をやらせていただいたのは今年の8月、9月ごろだったと思いますが、今年の3月にまたラオスに行ってきました。ただ、もともと社会主義国家だったということもあり、まず契約という概念からして伝わっているのかどうか、いまだにあやしいところです。冒頭、ラオスで民法の起草があったというお話がありましたが、労働法は日本では民法の特別法と考えられているのですけれども、そもそも民法がないところに労働法があるという、よく分からない状態になっていたわけです。

そのような状態で、まず契約とは何かというところから始めなければいけないわけですが、それは決して遅れているとか、進んでいるといった話ではなく、概念が違うということなのです。それをがらっと変えていっている中で、確かにそこから説明することの難しさはありますが、こちらがちゃんとその違いを把握して、「このようなものだ」ということが言えれば、きっと伝わるだろうと信じて取り組んできました。

(伊藤) そう簡単ではないものの、それに向かって続けていくのは大事なことではないかと思います。また、先生がおっしゃったように、法整備支援に私自身が長期専門家として関わる上で、日本の制度でも、ラオスの制度でも、なぜ違うのか、なぜこうなっているのかという疑問を常に持って相手国の人と話をすることは大事だと思います。私はもともと実務家ですから、実務家として実務上の経験をできるだけお伝えしますが、そこに法制について沿革を含めてより深く研究している先生方の知見を頂くのは、法整備支援をする上で非常に重要かと思えますし、そこが日本の強みになっているのではないかと感じています。

続いて、若干違った立場で法整備支援に関わっておられる松戸さんにお話をお伺いしたいと思います。法整備支援の中心、核となるものの一つとして JICA の各国に対する法整備支援プロジェクトがあると思いますが、それに JICA 本部として関わっているということがまず一つあると思います。その一方で、国際援助機関としての他の国際機関との連携ということもあって、最近、JICA は UNDP (国連開発計画) という大きな機関との連携にも取り組んでいるかと思えます。まずは国際機関との連携について、こういった取り組みをされているのかを教えてください。

(松戸) UNDP にもガバナンスグループ法の支配 (ルール・オブ・ロー/Rule of Law) チームというものがあがり、そのチームと JICA のガバナンスグループ法・司法チームが相対するような位置付けなので、そのチームとの連携・協力を図っています。具体的には、昨年 12 月 1 日に法遵守の文化 (culture of lawfulness) をテーマとして、UNDP の法の支配チームとニューヨークでシンポジウムを共催しました。法の支配は非常に知られている概念なのですが、まだ決まった定義はないものの、法の支配を定着させるために何が必要かと考えたときに、その対象となっている社会、国民の皆さんが「法を遵守しなければいけない」「法は守るものである」という意識を持っていないといけないのではないかということ、その文化を醸成しようというのが法遵守の文化の基本的な考え方です。

その意味では、JICA、ICD の皆さんと一緒にいる日本の法整備支援プロジェクトは、非常に法遵守の文化を意識したアプローチだと思っています。その国の考え方に寄り添い、その国の人たちが法を守るようになっていくために、意識を醸成する人材育成を、常駐の専門家を置いて行っています。こうした日本のアプローチを海外でも発信しようということで、UNDP というパートナーと協力して共同でシンポジウムを行いました。

(伊藤) 大変過密な日程で、ニューヨークから帰国した直後に大阪に来て、このような会議に参加していただきまして、本当にありがとうございます。ニューヨークでは UNDP の方と堪能な英語でディスカッションを積極的にしているお姿が非常に印象的でした。そういった形で、JICA の皆さんは国際的な支援の潮流にも非常に

関心を払っておられるということかと思えますし、それが実際に具体的な支援を行っていく上で反映されている部分もあるのではないかと思います。

先ほど第1部で法務省が関わっている法整備の内容については説明がありましたが、実際に JICA の法・司法チームの皆さんが担当している案件は、それより若干広い部分もあるのではないかと思います。国際的な潮流等も踏まえつつ、法務省がやっている部分だけでなく、より広くガバナンスの分野で関わっている内容、あるいはエリアもあるのではないかと思いますので、そのあたりをご紹介いただけますか。

(松戸) まず、われわれが国際援助潮流なども考えながらチームで動いている背景をご説明します。プロジェクトというのは一つひとつ、その国で一生懸命やっているものなのですが、法・司法チーム、JICA 本部としては、JICA の法整備支援案件すべてを担当していますので、一案件以上の広い情報を集め、複数の案件から抽出された知見を、最も重要な存在であるプロジェクトの現場にインプットしていくことだと思っています。ですから、例えば UNDP との連携も、もちろん JICA としても一プロジェクトとしての情報は持っていますが、それより広い国際場裡の情報を集め、一番大事な存在である現場に投下するために行っているところがあります。

もう一つ、法・司法チームとして所掌している法整備支援については、ICD も協力して行っているアジアでの協力以外に、UNAFEI の協力を得て実施している、先ほどお話しした仏語圏アフリカでの刑事司法研修やコールセンターの設置など、アフリカでの協力も行っています。また、ガバナンスというと、もう少し広い分野が含むため、法律以外の分野だと、選挙支援やメディア支援も行っています。選挙支援は紛争影響地域での選挙の実施に関する支援で、メディア支援は国営の放送局がプロパガンダにならないように公共放送局体が変わっていくための支援です。

(伊藤) 今のお話にあった法遵守の文化については、2020 年の kongress においても議題の一つとして関わってきているのではないかと思いますので、このあたりについて、準備状況も含めて入江さんから話しいただけますか。

(入江) 今、私が担当している業務で大きなものを占めているのが、kongress 2020 です。kongress の正式名称は国連犯罪防止・刑事司法会議と長いので、通称、kongress と呼んでいるのですが、これは刑事司法分野における国連最大規模の会議で、5 年に一度開催されます。次回は 2020 年なのですが、実は日本は過去に一度、この kongress をホストしたことがあります。1970 年に京都で kongress をホストして、50 年ぶりにその kongress が日本に帰ってくるということで、その一番大きな全体テーマは 2030 アジェンダ、つまり SDGs (持続可能な開発目標) の達成に向けた犯罪防止・刑事司法および法の支配に決まりました。

全体テーマがあって、さらに議題とワークショップが四つずつというのが 5 月の会議で決まって、その議題の交渉に私も行ってきたのですが、日本としては、法の支配の意識が社会全体に浸透することが非常に重要ではないかということを主張してきました。要は政府側だけが取り組んでいても駄目で、社会全体で一緒に法の支配を掲げないと法の支配は貫徹されないということで、法遵守の文化の促進を議題に入れるべく頑張ってきた

たわけです。当初は一定の国の理解が得られなくて苦労した部分もあったのですが、最終的には議題 3 が法遵守の文化の促進を含めた法の支配の多面的アプローチということで、まさに日本の法制度整備支援が取り組んできた、官民を挙げての法の支配の浸透という姿勢が非常に反映されると思いますから、その成果も kongress で発表できたらと思っています。kongress に向けて、ますます法制度整備支援に力を入れていってほしいと思いますし、私も頑張ります。

なお、この kongress の規模ですが、前回にドーハで行われた kongress には世界の約 150 カ国から約 4000 人が集まり、国連事務総長の潘基文も出席しました。現在、開催都市を日本で選ぶ段階にあり、横浜、広島の福山、大阪、京都、神戸から応募が来ています。どの都市で開催するかは、この秋ごろまでに決める予定です。

さらに、今回の kongress にはロースクール生のボランティアにも大勢来てもらう予定でいます。会場の案内や通訳もそうですし、さらにこの kongress の期間中に行われる何百というサイドイベントの記録を取るためにも必要です。必ず各サイドイベントにボランティアの学生の報告者を 2 人ずつ置き、その内容をまとめて提出してもらっています。とにかくたくさんの方の学生の方に kongress に参加してもらうことを考えているので、この会議でいろいろなものを見てみたい方はぜひ参加していただけたらと思います。オリンピック直前に日本の安心安全をアピールするための会議だと考えているので、今後とも皆さんに興味を持っていただければと思っています。

## 質疑応答

(伊藤) パネリストの皆さんから興味深いお話を伺って、ぜひもっと掘り下げたいところではあるのですが、せっかくの機会ですから、ここからはフロアの皆さんに質問、あるいはご意見を出していただきたいと思います。

(Q1・学部生) 質問が 2 点あって、1 点目として、入江さんと田島さんは仕事を経験された後に大学院を経験されているということですが、大学院に行く前に実務を経験してよかった点を教えていただけるとうれしいです。

2 点目として、特に入江さん、松戸さんは国連と近い距離で働かれているということですが、直接、国際機関で働きたいという気持ちはおありでしょうか。

(Q2・法科大学院生) 松戸さんに質問したいのですが、ルール・オブ・ローという概念の普及には法遵守の文化が必要だとおっしゃっていたと思うのですがけれども、私もベトナムに留学していてそれをすごく感じたので、もう少しどのような議論があったのかを掘り下げて教えていただければと思います。

(伊藤) それでは、今の質問についてそれぞれお答えいただきたいと思います。まず、一つ目の方からいきましょう。入江さんと田島先生に、留学する前に実務経験をお持ちになってよかったと思う点を教えてほしい

というご質問だったかと思いますが、お二人からご回答をお願いします。

(入江) ロースクールで勉強する前に実務を経験し、法律だけでなく、法律がどう現実に適用されるのかを知ってから、あらためて大学院で実践的な科目、ゼミ等を取って勉強することで、理論としての法律と実務のつながりが非常にできました。実務経験のある程度積んでから学ぶと、どのように具体的に法律を適用して考えればいいのか分かって非常によかったです。

(田島) 私は5年ぐらい弁護士としての実務を経験してから留学したのですが、やはり実務家、弁護士として一体どういう能力が依頼者や社会から求められているのかということがある程度分かった後の段階で、もう一度教育を受けるまとまった期間があるというのは、実務家として貴重な経験になるのではないかと考えています。

(伊藤) それでは、二つ目の国連の機関と近いというところの質問に対して、まずは入江さんからよろしいですか。

(入江) 確かに私は国連と一緒に働く機会が非常に多く、国連等の国際機関に出向するという選択肢もあるのだろうとは思っていますが、今、8歳と5歳の息子を抱えており、日本で弁護士をしている夫もいるので、現実問題として国際機関で働ける状況にないので働いていません。ただ、国際機関で働かなくても、国内にいながら出張ベースで国連等とできる仕事もありますし、国際機関と日本の政府機関をつなぐ仕事も非常にやりがいのある仕事なので、この先、国際機関に行くことがあるかという、皆無とは言えないと思いますが、多分、このまま日本で仕事をしているのではないかと考えています。

(伊藤) 次に松戸さんにお答えいただきますが、確かにUNDPの会議に行って、女性が非常に多くて元気だなということはすごく感じました。今の質問とお二方目の質問に併せてお答えいただけますか。

(松戸) 1点目の国連との関係について、自分自身が働くかは今後の決め方次第かと思いますが、恐らくこの会場にも将来的にそういったことを視野に入れている方がいらっしゃると思うので、私がUNDPと連携事業を行っていた中で感じたメリットとデメリットについて、参考までにお話しできればと思います。

まず、JICAにあつて、国連にないメリットは資金力だと思います。JICAは非常に資金力がありますが、一方でUNDPはそれほど予算がないので、本当にこの国にとってやるべき大事なことがあると思ったときに単独で実現できる力は、JICAの方があるのではないかと考えています。ただ、先ほど申し上げたとおり、UNDPは国際場裡では紛争影響国におけるルール・オブ・ローという話が盛んですし、他方でJICAはアジアでの協力を強みがあるということで、自分がどういったテーマで働きたいのかを考えることが、選択する際の参考になるのではないかと考えています。

2点目の culture of lawfulness について、12月の会議における議論で一番言われていたことは、ルール・オブ・ローの定着にとって、もちろん公の司法機関において法律のドラフトを作っていくことは非常に重要なのですが、もう一つ大事なのをそれを運用していく国民の意識だということです。法律の起草と市民の「作られた法律を守らなければいけない」という意識の醸成、すなわち culture of lawfulness の醸成、という両輪を動かすことによって、ルール・オブ・ローが定着するということが一つあります。

また、今週のニューヨーク出張で JICA としてもステートメントを出し、culture of lawfulness の話をしたのですが、やはり起草だけでなく運用が重要であるということ、ルール・オブ・ローの定着においては各国のカルチャーに合わせて支援をしていくことが大事だということについては各国からかなり拍手があったので、ルール・オブ・ローの定着においては culture of lawfulness を考えていくことが重要だと思います。

(Q3・大学院生) 比較法をやっている中では、「どちらが良いのか」ではなくて、「なぜ違うのか」を考えることが大事だという地神先生のお話非常に共感したのですが、法整備支援は日本がお金を出しているということもありますから、支援という形を取る上では達成しなければいけない水準がある程度は求められていて、「こうしなければいけない」ということがあると思います。被支援国から見たわれわれは日本人という、ある意味では外部の人間だと思うのですが、日本とその国の違いを認めた上で、それをいかに超えていくかとか、違いを認めつつも達成しなければいけない水準を達成するために、どういうスタンスで法整備支援に臨んでいらっしゃるのでしょうか。私は中国法が専門なのですが、やはり何もかもが違い過ぎて、研究していく上では「違う原因はここにある」で終わりでもいいのですけれども、支援していくに当たってはそれだけではいけない部分があると思うので、そこを伺いたいです。

(Q4・学部生) 僕は法学部ではなくて神学部という特殊な学部には所属していますが、一般教養の科目や大学の先生との話の中で、ルール・オブ・ローという言葉を目にする機会があります。国連や JICA で考えるルール・オブ・ローの適用範囲や、何年かけてそれを国民に浸透させていくのかといったことが非常に気になっていて、日本でも男尊女卑が今でこそ国民の中でだいぶ廃止されてきていますが、ないところはないけれども、あるところはあるという状況です。どのように国民や市民の中に入っていくのかというのがかなり疑問なので、お答えいただければと思います。

(伊藤) まずは最初の質問について、どの水準まで、あるいは開発といったところとは少し違うかもしれませんが、比較法から始まったテーマなので、地神先生に伺いたいと思います。お答えする立場としては少し違うかもしれませんが、研究者の立場から見て、そのあたりはどのようにお考えになっていますか。

(地神) やはりお金を出す以上は、水準はクリアしなければいけません。ただ、例えばダムを造るのとは違って、法整備支援の基準は目に見えないものがあるのではないかと思います。例えば労働法ハンドブックができたというのは一応一つの成果物ですが、その中身をどこまで理解できているのかというのは、レベルを測る

のが非常に難しいです。

私が今回携わったラオスの法律人材育成強化プロジェクトは、この「人材育成」という言葉がキーワードだと思います。外から見ているわれわれが文化や歴史や産業構造などの違いをどこまで分かるかという、やはり限界があります。そうした違いを理解し、ギャップを最後に埋めていくのは現地の人材ですから、そこに投資するというのには意味のあることないかと思います。直接的に目に見えるものではありませんが、最終的にその違いに合わせて法制度、あるいは法解釈を組み立てていくのは、やはり現地の人材です。そこに目を付けるというのは、実際にどこまで成長させられたかというのは計れませんが、そういうところに意義があるのではないかと思います。

(伊藤) もうお一方ぐらい、お聞きしましょうか。法務省からいかがでしょうか。

(松尾宣) 水準が求められているという話がありましたが、限られた予算と機関で一定の成果を出すことが求められているのが、まさに「プロジェクト」なのです。ですから、JICA のプロジェクトを中心にやっている法整備支援で一定の成果を出さないといけないというのは、確かにそのとおりです。

ただ、先ほどから「法遵守の文化」(Culture of Lawfulness) という話が出てきていることとも関連しますが、成果として相手国に法律ができたとしても、最終的にその国で法が守られないと意味がなくて、そこは日本側が成果を出さなきゃ、ということだけで押し切ってはいけないところです。

以前、私は、今日もこのシンポジウムに参加されているある高校生の方から、「どのような人材が法整備支援に向いているのか」という質問をされたことがあります。そのとき、私は「向いていない人材はそんなにいないのだけれども、ただ、一つだけ言えるとしたら、人の数、もしくは国の数だけ正義があることが自分の中で認められない人は、この仕事には向かない」と答えました。

ですから、法整備支援に携わる我々としては、一定の成果を出していかなければいけない一方、「正義」という概念のとらえ方から異なる相手国の人に法を守ってもらうには、ひたすら辛抱強く対話をつなげていくしかないのかな、と抽象論としては考えています。具体的なアプローチは恐らく国ごとに違ったり、それこそ相手方、カウンターパートごとに違ったりするので、そこは全身全霊をもって対話をしていかなければいけないと思っています。

また、それに関連するのが最後の質問で、恐らく法が相手国に浸透していくには「一生」というスパンで考えたほうが良いと思います。どこまでやったら 70 点、どこまでやったら 100 点という問題ではなくて、昨日より今日、今日より明日、今より今日の 1 時間後、2 時間後に相手の理解が進んでいけば、それだけでも大きな進歩だと考えて、それを原動力にしてわれわれとしては取り組んでいくべきではないかと、個人的には思っています。

(伊藤) 確かに難しいところではあるのですが、われわれとしてもきちんとやったことの成果を見える形で示さなければいけない、評価しなければいけないということは強く意識しています。ただ、それがなかなか難

しいという中で、求める水準、あるいは目標については、それがどこなのかということももちろん重要だと思いますが、協力する相手とわれわれの双方でよく話し合い、それについて理解し合うことも大事ではないかと感じています。

時間になりましたので、こういった質問についてはむしろ松尾先生にお答えいただいた方がいいのではないかとということで、それも含めてパネルの皆さんのコメントについて松尾先生から取りまとめのコメントをお願いします。

## 総括コメント

### 松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

今年も「法整備支援へのいざない」シンポジウムに参加して、本当に多くのことを学びました。今のお話を聞いていて、私自身も得るものがあつたので、皆さんと一緒に今日はどういうことを学んだかについて確認しながら、総括コメントに代えたいと思います。

伊藤副部長の非常に上手な司会でたくさんのお話を引き出していただき、今日はとても有益でした。伊藤副部長とはラオスの民法整備支援で同じ釜の飯を食った間柄で、ともに力を合わせてやって参りました。先ほど地神先生から、民法もできていないのに労働法があつてというお話がありましたが、本当に所有権法や契約内外債務法といった民法関連の個別法で対応している状態がずっと続いており、統一的な民法典の制定は予定よりもだいぶ遅れております。その原因の一端は、私の努力不足にもあるかもしれません。が、とにかく法整備支援には非常に長い時間がかかるということは、今日の皆さんのお話からも感じられるところがあつたのではないかと思います。

今日は強く感じたことが二つございます。その一つは「人の志」です。阪井部長から、今日のスローガンは「Let's ICD」であるということでシンポジウムが始まりましたが、やはり人材育成がすごく大事で、広く多くの人々にさまざまな立場から参加してもらわなければ、法整備支援というのはとてもやっていけない状況にあるというのが、現場の方の感覚だと思うのです。ごく一部の人たちの活動ではとてもできないものだと、私も実感しています。

というわけで、とりわけ若い学生の方々にメッセージを発したいということで、このシンポジウムの企画が8年前に始まりました。それは、2009年の若者シンポということで始まりました。その時以来、この4月に亡くなられた原田明夫前検事総長・ICCLC理事長の熱心なリーダーシップの下で、このシンポジウムが続けられてきたわけです。今日はこの場を借りて、原田先生に感謝の意を表し、ご冥福をお祈りしたいと思います。そして、私が今日とりわけ驚いたのは、2009年の若者シンポ開始時に当時の赤根智子ICD部長と一緒にこの企画を進めたのですが、今日この会場に来てシンポジウムを運営したり、参加されている方の中に、かつて学生としてこのシンポジウムに参加されていた方がいらっしゃるということです。やはりこの企画を続けてきてよかったと非常に感慨深いものがあり、継続は力なりということを再認識した次第です。

ところで、今日はキャリアパスということがまず話題になりました。ここには検事の方がおられ、あるいは



裁判官から検事に転官された方もいらっしゃいますが、公務員の場合には定期異動があります。そうした仕組みの中であっても、自分の関心をいかに地道に継続的に法整備支援に向けていくかということについて、松尾教官から非常に的確なアドバイスがありました。松尾教官は柴田検事のお話を聞いてこの世界に足を踏み入れることを希望されるようになったというお話でした。やはりそのようにずっと志を持ってやっていると、かなりの確実性をもって、その仕事に携わることができるのだと感じた次第です。

また、林先生や入江先生のお話にもありましたが、ワーク・ライフ・バランスを保ちつつ、継続的に法整備支援の活動に関与してゆくということも、かなり展望を持てる状況になってきていると感じました。田島先生からは、日本の大きな法律事務所の弁護士をされていて、そこからどのようなきっかけで法整備支援に携わるようになったのかというお話を頂き、しかもその活動を長く続ける道を若い方々に向けて具体的に提示していただきました。さらに、松戸さんからは、国際協力帰国（JICA）のように、法律に限らず、平和構築や民主化の支援、経済政策の策定やインフラ整備の支援など、法整備支援にはなくてはならない関連領域の協力活動をする組織があり、そういうところから法整備支援に携わるようになる可能性もあるということが示唆されました。そこからは、法整備支援が非常に裾野の広い活動であるということについても、私たちに伝わってくるものがあつたのではないかと思います。

そこで、私自身も思いますし、また、多くの方からも質問を受けることですが、そういう思いをどのようにして確実に実現するかということです。ここには高校生の方や法科大学院等で勉強されている方、あるいは法律以外の分野を専攻されている方もいらっしゃると思いますが、学生時代に自分が就くべき職業について悩んだ時の心の持ちようを示したものとして、私が思い出すのは、ニーチェというドイツの哲学者の『この人を見よ』という小冊子に出てくる、「人はどのようにして本来の自分になるか」、つまり、人がどのようにして本来の自分らしい仕事をし、自分らしい者になるかについて述べた一節です。そこでは、自分が何になるべきか、自分の任務・使命・運命、人生の目標・目的・意味を知ろうとする前に、やがて全体のための手段として不可欠になってくるであろう知識や技能を順々に鍛え上げ、一つひとつ準備する状態を保つことが説かれています。もちろん将来何がどのような役に立つかは分からないから、道草を食ったり、無関係なことに骨を折ったり、横道に逸れたり、回り道をしたりすることもあるけれども、そういう状態を保っているうちに、自分の深層で生長してきた理念が段々と命令し始め、横道や迂路から自分を引き戻して行って、気がつくとも本来それ以外にはありえなかつたと思える道を進んでいるものだ、という趣旨のことが書かれています。

これがおそらく真理を言い当てていることは、今日のお話を伺っていても実感しました。例えばこの仕事に就くまで「法整備支援」という言葉を知らなかつたけれども、将来、それにつながるのかどうか分からない時分から留学して、語学を身に付けていたことが、最終的に役に立ったというお話もありました。また、林先生が紹介された高橋是清も、非常に不幸な境遇の下で仕事をせざるを得なかつたことが、将来、卓越した語学力を身に付けるきっかけになったということでした。あるいは、松戸さんからお話があつた国際政治の知識もやはり後に役に立ったということでしたが、本当にそのとおりだと思いました。とりわけ歴史を学ぶことの重要性というのでしょうか、日本も含めた過去の歴史から私たちが学び取るものは非常に多く、それは将来、法整備支援に携わる方にとって、なくてはならない知識の宝庫になるのではないかと思います。自分が決めた志を

持ち続けることは、絶えず緊張感やプレッシャーを感じて、時には押し潰されそうにもなりますが、こうした地道な準備に専心することが、将来思ってもみなかったような力を蓄え、志を支えることになるようです。

もっとも、そういう勉強は、法整備支援に関わる前に完了することはないでしょう。むしろ、法整備支援に関わるようになって思うのは、絶えず学ぶことがあるし、あらゆる失敗が糧になるということです。失敗したり、苦い思いをしたりする中で、人の苦しみや喜びを知る機会も増えますから、それは常に学びの源泉であるということができるでしょう。その意味では、法整備支援には恐らく無駄というものがなくて、あらゆる経験が次に活きると思うのです。ちなみに、先ほど田島先生から、実務家になってからもう一回勉強する機会がほしいというお話もありましたが、まさに絶えず学ぶが必要であることを実感しておられるがゆえのご指摘だと思うのです。最近では、社会人のためのリカレント教育の機会やメニューも増えています。法科大学院の中には、司法試験を目指す法曹専攻と並んで、グローバル法務専攻という日本版の LL.M. コースを開設し、各国からの留学生とともに、弁護士さんや会社の法務部の方、その他国内外の社会人が一緒になって、広く法律と実務について学び直す場を提供するところが出てきています。さらには、そうした学校間でのコンソーシアムの形成の動きも、名古屋大学の小畑郁先生が中心になってやっておられる法制国際教育協力研究センター (CALE) を核にして具体化しつつあります。是非そうした機会も活用していただきたいと思います。法整備支援に関わるキャリアパスには単一のストレート・コースはありませんが、将来必要になるかもしれないことを長い時間をかけて地道に準備しているうちに、小さな志が時にはとてつもなく大きな形で実現するのだと思います。これが最近感じていることの 1 点目です。

2 点目として確認したいのは、法整備支援で私たちが何かを変えようとチャレンジしている対象物が、制度、institutions であるということです。先ほど法整備支援は ODA 予算を使って実施しているので、達成目標があるだろうということで、それをどのように達成するのかという質問がありました。それと絡んでよく質問を受ける難問があって、実は今日ここに来る前に伊原弁護士もそのことをお話しされていたのですが、法整備支援をすることは現政権をサポートすることにならないかというものです。とくに現政権に汚職や賄賂の疑惑があるようなときに、法整備支援はそれを支えてしまうことにならないかという質問がよくあって、それは一体どう答えればいいのかということが話題になりました。私も全く同じ経験があったので、強く共感しました。

この問題にも一言で答えるとすると、やはり法というのは制度、institutions の一部であるということだと思ふのです。それは法律などのフォーマルなルールと、われわれの社会に現実に根付いている慣習や習俗、しきたりなど、外から見ると理由がよく分からない不合理なものに見えても、われわれの生活を現実に規定し、影響を与えている大きなインフォーマルなルールの不可分の結合物です。ということは、それに改善の余地があるときに、制度の中に入り込んで、その様々な制約の中に身を置きながら、その窮屈さや重荷を感じつつ、せいぜいその一部をより良いと思われる方向に変化させるきっかけをつくるというのが法整備支援の活動ではないかと思います。その際に全てをリセットして白紙の状態あるいはゼロからの出発はできません。つまり、どんなに問題のある政権、その下で様々な不条理が生じている現状であっても、そこから抜け出て、きれいな絵を描いて、「こういう素晴らしい国家や憲法があるから、これを作って実現しましょう」というのはまず不可能な話です。

先ほど、湾岸戦争が起こった時にアメリカの事務所で何があったかという林先生のお話を聞いて、強く思い出したことがあります。1991年1月の湾岸戦争を皮切りに、2001年の9.11事件、同年10月からのアフガニスタン紛争、そして2003年3月からのイラク戦争があって、悪しき政府を打ち倒してゼロから国をつくるということへのチャレンジが行われてきたわけですが、これは現状を見ても決して成功したとは言えません。やはり各国の現実を踏まえて、そこから出発していくしかないわけです。ですから、お付き合いしていく方たちと常にコミュニケーションを取りながら、信頼関係を構築し、率直に言い合える関係になり、色々な提案をして、少しでも何らかの改善ができることがあるかどうかというのが、制度改革の唯一の方法ですし、法整備支援もその一環だと思うのです。

そして、制度、institutions を特徴づけるもう一つの意味は、常に変わるということだと思います。その一部である法も本質的にダイナミックなものなので、一度法整備支援をして民法や民訴法ができた、あるいはハンドブックや教科書ができたということで終わりでは決してありません。それはつねに新たな出発点です。そこから社会の現状に合わせて、それを普及させる、あるいは逆に合っていないのでルール自体を変えていくことも必要になるかもしれません。そのように法はそもそもダイナミックに変化していくもので、これで決定版であるなどというものは恐らくできないのだらうと思います。この点で、先ほど地神先生がご指摘されたように、文化や慣習、あるいは産業構造の違いによってルールの違いがあるのだから、単に良い・悪いとか、遅れている・進んでいるとかは言えないという点についても本当に共感します。

では、制度改革においてはまずは現状を受け入れることから出発するとして、さらに改善を図るときの手がかかりや指標はないのかということが問われるでしょう。それは私もいつも意識することで、自問自答しているのですが、もし一つ答えがあるとすると、現在何かルールがあるからには、やはり理由があるはずで、また、それに何か問題があるときも、必ず理由があるはずなのです。ですから、その理由は何なのかというレベルで話をしていると、通じるものがあるのではないかと思います。社会はある時代を経て常に変化していますが、どこからどこへ向かっているのかというのは分かりません。しかし、その動きを学んでいくことも大事だと思います。法整備支援はまさにそのようなルールの変化という時間意識を持ったものであるべきだと思うのです。

アジアでもつい最近、台湾の憲法裁判所に当たる司法官大法官会議が、民法の規定が同性婚を認めていないのは違憲であるという判決を下し、2年以内にそれを見直すべきという判断をしました。また、かつてネパールの民法草案を作ったとき各国からコメントをもらったときに、「夫」や「妻」といった言葉を使っているのはジェンダーフリーの観点から問題があるとか、婚姻適齢が違っているとか、第三の性や同性婚の問題にも触れるべきだといった指摘がありました。そういった意見に対してどのように向き合っていくかを考えたときに、社会の動きを知ることも大事であって、そのときに参考になるのは歴史です。日本の社会もまだダイナミックに動いて法整備を進めている段階だということを強く意識する必要があると思います。

最近、伝記本を読んで感銘を受けたのですが、赤松小三郎という信州の松代藩出身で、江戸時代末期に薩摩藩の軍学指導をした人物がいます。実は赤松が、幕末、1867年5月に幕府と朝廷の双方に建白した幕政改革の提言の中では、既に議会制民主主義が提唱されていたのです。それが同年6月の薩土盟約、坂本龍馬の新政府綱領八策などを経て、1868年4月の五箇条の御誓文の冒頭「広く会議を興し万機公論に決すべし」に通じてい

った（これは、第2次大戦後、1947年1月1日の昭和天皇の詔書〔いわゆる天皇の人間宣言〕の冒頭でも繰り返されるのですが）のではないかとわれています。その議会制民主主義の理念を現実のものとしようという「志」が脈々と受け継がれて、その後の明治維新や第2次大戦後の法改革を通じて、徐々に徐々に日本にも根付いていった（今現在、果たしてどこまで深く根付いたのかは、議論の余地がありますが）という面があったわけです。それを日本に伝えてくれたのは、日本が受けた法整備支援の一環としての諸外国から日本を訪れた学者は政府の役人や、日本人留学生を迎えてくれた教師たちです。日本の法整備のプロセスはまだまだ続いているのだと、最近の議会の状況を見ても思う次第です。

今日は自分自身が得たことがあまりに多過ぎてまとまりませんが、あらためてパネリストの皆さまに感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

（東尾） 松尾先生、パネリストの皆さま、どうもありがとうございました。いろいろな立場で法整備支援に関与されている皆さまから経験や今のお仕事の内容など、大変有意義なお話を聞けたかと思えます。もう一度、皆さまに盛大な拍手をお願いします。

#### 第4部 パネルディスカッション「法整備支援の現場で働く法律家」

パネリスト： 塚部 貴子（ベトナム長期派遣専門家・検事出身）

鎌田 咲子（ベトナム長期派遣専門家・裁判官出身）

棚橋 玲子（丸の内綜合法律事務所・弁護士，元ラオス長期派遣専門家）

枝川 充志（JICA 国際協力専門員・弁護士）

モデレーター：

松本 剛（国連アジア極東犯罪防止研修所教官・検事）

（梅本） ただ今から、第4部に入ります。第4部では「法整備支援の現場で働く法律家」と題して、パネルディスカッションを実施します。

私からパネリストの方々をご紹介します。検事出身のベトナム長期派遣専門家の塚部貴子様、裁判官出身のベトナム長期派遣専門家の鎌田咲子様、元ラオス長期派遣専門家・弁護士の棚橋玲子様、JICA 産業開発・公共政策部国際協力専門員で弁護士の枝川充志様です。パネリストの皆さまの経歴の詳細については、席上配布の資料をご参照ください。

第4部のモデレーターは、国連アジア極東犯罪防止研修所教官で検事の松本剛様に務めていただきます。以降の進行は松本教官よろしく申し上げます。

（松本） 熱のこもったセッションがしばらく続いてお疲れだと思いますが、法律家として法整備支援の現場でフィールドワークに従事しているの方々にお集まりいただいて、気楽にお話を伺いたいと思います。長期専門家、あるいは専門員の生態を丸裸にしようというのがテーマです。なお、会場の参加者の方から質問等を受け

る時間をたっぷり取りたいと思いますので、聞きたいことがあればメモしておいてください。

私は国連アジア極東犯罪防止研修所に勤めています。先ほど入江検事のお話、あるいは第1部の法総研の機構図にもちらっと出てきましたが、UNAFEIといわれる組織です。これは国連と日本政府の協定によって今から55年前に東京都府中市につくられた国連の地域研修所という位置付けの組織であり、法務省法務総合研究所が運営しています。毎年、たくさんの国際研修を実施しており、外に出て行って仕事をするのではなく、世界各国から研修員を受け入れて、刑事司法分野に特化した研修を行っているのが特徴です。

なぜその教官である私がここにいるかという、実は私はICDの卒業生であり、ベトナム長期専門家の卒業生でもあるからです。2000年に検事になって、いろいろな仕事をした後、2012年にICDの教官になりました。1年間、そこで仕事をして、2013年の年度途中からベトナムに派遣され、ベトナムプロジェクトのチーフアドバイザーとして現地で2年半を過ごしました。昨年4月にこちらに戻ってきて、いったん検察庁で普通の検察官の仕事をしたのですが、今年4月からまた国際協力分野に戻ってきて、UNAFEIの教官をしています。

先ほど簡単に司会者からパネリストの皆さんのご紹介がありましたが、ご本人の口から簡単な略歴と、なぜこのポストで今の仕事をしているのかについて、自己紹介がてらお話しいただきたいと思います。最初にベトナム現地から塚部さん、お願いできますか。

(塚部) ベトナム専門家の塚部です。私は九州の佐賀県出身です。高校を卒業した後、地元の九州大学を卒業して、司法試験浪人しながら修士号を取得しました。司法試験に合格後は福岡で司法修習をして、2000年に検事に任官しました。松本教官やICDの伊藤副部長の同期です。そして、昨年4月からハノイに赴任しています。その前の1年半は国際協力部の教官を務めていました。それ以外の14年半は、ずっと検事の現場で捜査・公判を担当していました。

なぜ専門家として働くようになったのかですが、長期派遣専門家の仕事があるということは、先輩が専門家として現地に派遣されていたので、検事になって5年目ぐらいから存在自体は知っていました。ただ、私も好きで検事になりましたから、検事の現場の仕事は面白く、また、忙しかったので、あっという間に10年が過ぎました。そして、一度、海外で生活しながら仕事したいと思っていたこともあり、長期派遣専門家がどういう仕事をしているのかを実際に見てみたいと思って、法務省が実施している人材育成研修に参加しました。これはゆくゆくは法制度整備支援に携わる可能性がある法務省の検事や民事局の方が参加する研修なのですが、国内研修と国外研修がセットになっており、それに2012年に参加しました。

そのときの研修先がたまたまベトナムでした。過去に派遣された専門家の方たちの活躍があったからこそだと思いますが、現地では非常に温かく迎えていただき、日本の長年の支援に感謝されているのをよく感じました。また、国が発展を遂げている中で、国にも人にも勢いがあるのを目の当たりにして、旅行や研修で短期間来て見るだけでなく、ぜひ実際に生活しながら発展の経過を自分の目で見てみたいと思ったのが、強く希望したきっかけでした。それで、まずはICDの教官になりたいと強く希望し、希望がかなってICDに行くことができて、1年半でこうしてベトナムに赴任できたということで、これも何かの縁だと感じています。

現在、どういう業務をしているかという、私たちのベトナムのプロジェクトでカウンターパートとなるの

は司法省，首相府，最高人民検察院，最高人民裁判所，弁護士会の五つです。法曹の専門家は私も含めて検事2人，裁判官の鎌田さん，弁護士の4人で担当しています。そして，私は主に最高人民検察院の活動を担当しています。現在のプロジェクトのスタイルは，まず最高人民検察院の担当者と1年間の活動計画を立て，それを実行していくというものです。

活動内容のほとんどはセミナーやワークショップの開催で，例えば最高人民検察院で言うと，1年間で約23のセミナーなどを開催しています。また，1年に1度，約2週間の日本での研修も行っています。専門家としては計画段階から担当者と一緒に相談しながら活動計画を立て，かつ，実際に開かれるセミナーやワークショップにも参加し，そこで意見を述べたり，関連する日本の制度を紹介したりしています。それが今の主な業務です。

(松本) ありがとうございます。それでは引き続き，鎌田さんからお願いします。

(鎌田) 裁判官出身の鎌田咲子です。私は2011年に裁判官に任官しました。大阪地方裁判所で民事事件を2年，刑事事件を1年，左陪席裁判官として担当していました。その後は人事院留学でイギリスに2年間留学し，1年目は刑事訴訟，2年目は民事訴訟を学んで修士号を取得しました。2016年8月に大阪地方裁判所に戻り，執行事件を担当しながらJICAの派遣前研修を受けて，今年4月からJICAの長期専門家としてベトナムに赴任しています。

専門家として派遣された経緯ですが，裁判官には外部経験とあって，若手のうちに裁判所以外の場所で働いたり，勉強したりすることが勧められており，法整備支援もその選択肢の一つになっています。私は外部経験として法整備支援を希望し，専門家として派遣されることになりました。私がそもそも法整備支援に関心を持ったのは，大学生のときにバックパッカーをして東南アジアが好きになったからです。また，旅行をしていたときに，アジアは当時も勢いのある発展をしていましたが，それと同時にそこから取り残されている人がいることも心に強く残っていました。それで，裁判官の外部経験として法整備支援があることを知って，チャンスがあると思い，勉強したことを生かして少しでもその国の人が暮らしやすくなるようなお手伝いをしたいと考えて志望しました。

現在の私の業務内容ですが，私は最高人民裁判所と協力していろいろな活動を行っています。最高人民裁判所の担当者と相談しながら，どのようなテーマでどのような活動を行うかを決め，それに基づいた準備をします。また，セミナーを行う中で私が日本の制度について説明することもあります。先ほど塚部専門家もおっしゃったとおり，ベトナムでの活動以外にも，ベトナムの裁判官を日本に招いて日本の制度を紹介したり，裁判所や施設を見学してもらったりするような研修もあります。私は先月から今月の初めまで「判例制度と当事者主義」というテーマで，ベトナムの裁判官たちを大阪に招いて国際会議室で講義や議論をしたり，法廷傍聴を行ったりする研修に同行していました。ちょうど来週から，その日本で行った研修の報告会をベトナムの北部・中部・南部で行うことになっています。また，それ以外にも他のカウンターパートの活動に参加したり，ハノイ法科大学で講演を行ったりすることもあります。

(松本) ありがとうございます。お二方は検察官、あるいは裁判官として組織の中にいらっしゃって、内部の人事異動の一環として長期専門家になられたわけですが、これからお話しいただくお二方は、それとはまた違うルートになります。その点も含めてお話しいただければと思いますが、まず棚橋さん、お願いします。

(棚橋) 弁護士の棚橋玲子です。私は神戸のロースクールを卒業しているのですが、今日は関西の方が多いということで懐かしく、また、多くの方がいらしてくださって非常にうれしく思っています。

私の経歴ですが、ロースクールに行って司法試験に合格し、名古屋で修習し、そこで就職しました。名古屋の事務所は渉外関係を扱っておらず、主に顧問先の相談、交通事故や離婚、相続といった個人の案件、裁判所からの破産管財事件、刑事事件の国選弁護など本当に幅広く、いわゆる町弁としての仕事をしていました。その仕事を5年弱して、そこからJICAの長期専門家に応募し、2年間、ラオスの長期専門家として現地で活動しました。昨年11月末に日本に戻ってきて、以前にいた名古屋の事務所で弁護士として活動していますが、

私が長期専門家を目指したきっかけをお話しすると、私は修習時代やロースクールのころ、このような法整備支援があるということを知りませんでした。もし海外に興味があれば、東京や大阪の事務所も選択肢にあったのかもしれませんが、当時は普通に弁護士としていろいろな事件を扱い、目の前にいる人を助けるような仕事をしたいと思っていたので、名古屋の事務所に就職しました。就職した最初のころは手一杯だったのですが、3年ぐらいして慣れてきたころに、自分は国内の事件ばかりだけれども、周りは非常にグローバル化しており、世界の問題がたくさんある中、このままずっと日本にいるよりは、もう少し視野を広げたいと思うようになりました。そのときに、名古屋大学の日本法教育研究センターが講師を募集しているということで行ってみたら、ちょうどそこに愛知県弁護士会の国際委員会の先生方がいて、「こういうことに興味があるなら来なよ」と言われて、半ば強制的な感じで国際委員会に入ったのです。

国際委員会の活動の一環として名古屋大学日本法教育研究センターの生徒に日本の司法制度を教えるということがありました。その生徒の方たちは意欲もあり、日本語も流暢で、能力も高く、こんなに若くてやる気のある方々と一緒にアジアで仕事をして盛り上げられたら楽しいなと思い、そこから法整備支援に関心を持つようになりました。もっとも、私は国内の町弁としてずっと働いていて海外経験が全然なかったので、現地に2年間赴任するのは非常に不安があり、悩んだ時期も長かったのですが、国際委員会の先生の中に長期専門家を経験された方がいて、「町弁としての幅広い経験が法整備支援で役に立つよ」と背中を押していただいて、それでラオスの長期専門家にアプライし、専門家になったという経緯です。

専門家としての仕事についてですが、私は2010年に始まった法律人材育成強化プロジェクトの第2フェーズに関わりました。主な活動としては、一つには第1フェーズから引き続いて、松尾先生や大川先生などが非常に貢献された民法典の起草支援があります。そして、二つ目が国立司法研修所ができたということで法曹養成制度の改善、三つ目が教科書やハンドブックなどの執務参考資料の作成支援です。私は主に民事法・経済分野の執務参考資料の作成支援を担当しており、経済紛争解決法と労働法のハンドブックの作成を支援しました。カウンターパート機関の20人ぐらいと一緒に会議をして、原稿を作り上げていきました。なお、経済紛争解決

法ハンドブックは今年3月に無事に完成したと聞いています。

(枝川) 弁護士の枝川です。今日はたくさんの方にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私はいろいろな職歴をたどっているのですが、もともとは JICA 職員です。1994年に当時の国際協力事業団に入団しました。学生時代は文学部でしたが、国際協力の NGO の活動などに参加しており、最初の海外旅行先は南アフリカでした。当時は全人種参加選挙が行われる前で、ネルソン・マンデラに簡単に会えるような時代だったのですが、そのようなときに南アフリカに行って黒人居住区を回り、いろいろと衝撃を受けたことが、私の国際協力の原点になっています。

そこから JICA に入って、青年海外協力隊の事務局としてポスターや説明会等の広報活動を担当していたのですが、外務省に出向となり、経済協力局（現・国際協力局）でアフリカの援助政策を担当しました。その後、オーストラリアの少し上にある、インドネシアの隣の国のパプアニューギニアに行っています。かつて旧日本軍がいて、いろいろな戦跡がたくさん残っているような国ですが、そこに2年8カ月ほどいました。日本大使館に出向したのですが、そこで ODA の仕事をしていました。

その後はまた JICA に戻って、アフリカの援助に関する仕事をしていたということで、JICA の中で8年ぐらい仕事をしていたこととなります。それで、なぜ辞めたのかとよく聞かれるのですが、それはアフリカの援助に関する仕事をしたのが大きなきっかけでした。当時はルワンダの大虐殺など、アフリカでは冷戦後に紛争が多発しており、今は平和構築という言葉があるのですが、当時はそういう言葉もなかったと記憶していますけれども、紛争後の復興再建支援ということが JICA の中でもいわれはじめたわけです。

当時、私は弁護士の仕事を知るようになって、法律が大事なのではないかという仮説を自分の中で立てました。ルワンダに行って、昔、日本が供与したバスが転がっているのを見たりしましたが、援助をしても、政治状況によって混乱してしまうのが現状です。過去に援助したものが駄目になってしまうわけです。それで、やはりちゃんとした制度をつくらなくてはいけないのではないかと思います。今で言えば法の支配という言葉になりますが、当時はそれもよく分かっていなかったのですけれども、そういうことを勝手に考えました。そして、検事や裁判官はよく分かっていませんでしたが、弁護士は面白そうな仕事だなと思って、イメージをどんどん膨らませていきました。加えて、当時は法科大学院ができるなど、いろいろな動きもあって、それらがいろいろ混ざり合って、悩んだ末に JICA を一度辞め、退職金を使ってできたばかりの名古屋大学の法科大学院に入って弁護士になったのです。

弁護士になってからは一般民事・刑事をやって、7年ぐらい実務経験を積みました。その中で国際協力というと、難民認定申請者の行政手続や訴訟活動を担当しました。先に述べたとおり制度が大事だという思いがあったので、いつかアフリカなどの途上国の現場で法制度を整備する仕事に携わりたいとずっと思っていたのですが、実務に就くと、なかなかそういうチャンスは回ってきませんでした。いったん仕事を請けてしまうと、辞めるのはなかなか大変で、実は今も裁判を1件抱えています。弁護士の仕事をすぱっと辞めるわけにもいきませんし、他にも子どもができるなど、いろいろなことがあったので、現場の募集を見てもなかなか応募できませんでした。そのような中、職員としての経験があったということもあるのだと思いますが、専門員の仕事を



紹介され、公募だったのでこれに応募して、また JICA に戻ってきて現職に至ります。今は職員とは違った形で、JICA の仕事に関与しています。

専門員としての業務内容は、法整備支援事業に関する助言です。今、担当している分野はベトナム、中国、コートジボワールで、松尾さんとほぼ重なっています。中国は今年 6 月からで、その前はずっとミャンマーを担当していました。個別案件への助言や案件の管理を松尾さんと一緒にやっており、それは法的側面からの関わりということで担当しています。その他にも日本弁護士連合会の国際交流委員会でベトナムやカンボジア、ラオスのプロジェクトチームに赴いて、側面的にサポート、あるいは関与していますし、それから ICD の皆さんともいろいろな活動をしています。

また、人材育成ということで、JICA で司法修習生を受け入れているのですが、彼らに対して法整備支援がどういうものかを教えるとともに、毎年、8 月に 1 週間の能力強化研修を行っています。今年は 6 月 28 日が締め切りなのですが、これは法律の仕事に携わっている方であれば、法曹関係者でなくても研修に参加して、実際の法整備支援がどのようなものかを体験できるというものです。そのような研修もこのプログラムを組んでいます。あとは対外発信ということで広報活動もしていますし、このような場に出てくることも専門員の仕事の一環です。

(松本) ありがとうございます。皆さまそれぞれきっかけは異なりますが、国際協力に関わりたいという熱い思いを持って組織の中でアピールし、あるいはさまざまなチャンスをつかんで、長期専門家や専門員としての地位を確保したということが共通していると思います。

さて、ここからが本題ですが、まず、実際になってみてどうだったかを聞きたいと思います。業務面や生活面で期待どおりだったこと、期待に反してがっかりしたことや大変だったことなど、いろいろあると思いますが、本音でお話しいただければと思います。まずは塚部さん、お願いできますか。

(塚部) ベトナムでは仕事面も生活面も基本的にすごく充実しているので、大きくがっかりしたことはありませんが、やはり悩ましい、今後の自分の課題だと思っていることが一つあります。

まず、法制度整備支援の仕事に携わりたと思ったときの漠然とした専門家のイメージというのは、現地に行くと、現地の方と膝をつき合わせながら法律を一つずつ作っていくという、とても関係が近いものでした。先ほど棚橋専門家がラオスでそのような形で業務に従事されていたとおっしゃっていましたが、それがまさに私の長期専門家としてのイメージだったわけです。

その後、ICD の教官になったときに、対象国への支援の長さや発展度合いもそれぞれなので、全ての国においてそのような形でやっているわけではないということは理解していたつもりでした。ただ、いざベトナムに来てみると、ベトナムは最も支援の長い国で、そろそろ日本の法制度整備支援から卒業しようとしている国であることから、カウンターパートの方たちと密な関係を持つ機会がなかなかないのが少し悩ましいところです。

ベトナムでは基本法がほとんど制定され、そればかりか改正も何回か行われています。私が来る前の 2015 年にほとんどの基本法で最新の改正が済んでいるという状況でしたので、私が来てからは、何かの起草支援や改

正支援はほとんどなくなっています。ですから、もう少しカウンターパートの方に頼りにされたいというのが正直なところですが、そこは専門家が現地にいる強みについてカウンターパートの方に気付いてもらえるよう、いろいろ提案していきながら工夫しなければいけないというのが、今の私の課題となっています。

その中で一つ感じているのが、一つ一つの組織は非常にしっかりしており、自分たちでセミナーの運用や開催準備も十分できる状況ですが、共通の課題があるにもかかわらず、横のつながりや連携があまり取れていないということです。私たちのプロジェクトはせつかく複数のカウンターパートを持っているので、私たちのプロジェクトがつながりの一つのきっかけになって、共同活動という形で共通のテーマを見つけ、現地にいる強みを生かしていければと考えているところです。

その他、ベトナムは支援も長く、過去の活動の成果も非常に上がっているのに、皆さんに非常に温かく受け入れていただいております、公私ともに充実していてとてもありがたく思っています。専門家の任期は基本的に2年ですが、私は3年でも4年でも思っているぐらいです。

生活面では、私はまさに発展途上国が発展している勢いを感じたくて来たのですが、ハノイは思っていた以上に、私が最初に来たときよりもさらに発展を遂げてしまっているような状況です。ですから、日常生活で不便を感じることはあまりありません。唯一の問題は交通で、道路を渡るにも技術が必要ですが、それ以外は治安もしっかりしているので、交通事故にさえ遭わなければ大丈夫ではないかというところです。

なお、海外に来て一番よかったと思うのは、日本の良さにあらためて気付けたことです。日本人ほどきれい好きで、快適さというか、効率を追求する民族も珍しいのではないかと思います。例えば外国の方は日本のトイレの素晴らしさをよく口にしますが、私もベトナムに来て同じことを感じます。ベトナムは東南アジアの中でもトイレ事情が良い方だとは思いますが、それでも日本にはかないません。なぜなのかと思うようなトイレ、例えば便座がないとか、便座の穴が異常に小さいとか、便座に座るとトイレトペーパーまで手が届かないといった、これを作った人はなぜこういうことを考えないのかと思うようなトイレがたくさんあります。それを探るのが、今の密かな楽しみとなっています（笑）。

今後、仕事面で言えば、先ほど言ったような課題を克服するためには、やはりカウンターパートの方たちとの信頼関係を築くことが大前提です。ただ、あっという間に1年がたってしまいました。また、現地にいれば知りたい情報がすぐ手に入ると思っていたのですが、それがなかなかうまくいかないのが現状だということを感じ知らされています。今後、担当者間で個人的な信頼関係を築き、もっと融通の利くような関係を築いていけるよう、頑張らなくてはならないと思っています。

(松本) 大変面白い話でした。続いて鎌田さん、お願いします。

(鎌田) 私はベトナムに来て2カ月がたったところです。右も左も分からず、自分は何をしたらいいのだろう、自分はどうしたらいいのだろうと、初歩的な悩みをいつも抱えています。日本にいるときは裁判官として、基本的には一人で事件を持って、一人で法律のことを考えて処理をすれば進んでいくような仕事をしていましたが、ベトナムに赴任したからは、ベトナム国内の調整、日本とベトナムとの調整が必要で、いろいろなとこ

ろの利害が対立しながら、それでいて支援の効果を上げなければいけないような活動をしているので、今までの仕事とは頭の使い方が全く違います。そこに日々戸惑っている状態です。

業務について言えば、専門家自身がニーズを積極的に掘り起こす必要があるという点が、想像以上に大変な仕事だと実感しています。赴任する前は、ベトナムの国自身で現状と課題がある程度明確になっているのだと考えていましたが、実際はベトナムの国自身も何が必要なサポートなのかを十分に把握し切れていないところがあるのではないかと感じています。ですから、自分で情報を収集し、現場のニーズを把握して、それを私たちの活動に取り込んでいかなければならず、それは本当に大変なことだと思っています。一つの制度を理解し、情報を収集する難しさは想定以上でした。

ただ、そのような中でも少しずつ情報を入手していったり、ベトナムの裁判官と雑談をしているときに、ふと現場の実情を教えてもらったりして、現場のことが少し理解できるようになってきました。それを感じる事ができるのが今のやりがいです。それを生かした活動を少しでも行って、ベトナムの人の役に立つ何かを提供することが、これからのやりがいになっていくのではないかと考えています。

日常生活については塚部さんがおっしゃったように交通が少し大変ですが、日本料理のお店もたくさんあって、生活自体は非常に恵まれていると感じています。

(松本) お二人とも、ありがとうございました。今のお話はベトナム特有の事情もあるのかもしれませんが。本日の最初のセッションで、ベトナムの法整備支援は総仕上げの段階にあるというご紹介があったかと思いますが、20年前の関わり方と今の関わり方がかなり様変わりしているのは間違いありません。そのような中で、現地に要員を置いているのだから、そこでしっかり情報を取ってニーズを掘り起こし、ちゃんと日本側につなげようという大きな期待を背負って行かれているので、その期待に応えることの難しさは私自身も感じたことでしたから、よく分かります。お二方ともよく頑張っておられると思います。

続いて棚橋さん、ラオスではいかがでしたか。

(棚橋) ラオスはベトナムとは事情が違って、カウンターパートとの関係は非常に密接でした。ただ、そこで戸惑ったのは、私は日本で5年弱の経験を積んで海外に来たのですが、国内では本当に若手の弁護士という扱いだったのに、カウンターパートで私のグループに来た方は、中部高裁の所長や司法省の部長クラスといった方々だったことです。年齢も一回りも二回りも下である私が、専門家として彼らとどのように関係を築けばいいのだろうかと思いました。海外の専門家としてこのようなプロジェクトをやるのだから、こちらが良いことを言って納得してもらおうとか、リーダーシップを発揮しなければいけないのではないかと感じ、それが自分にとっては非常にプレッシャーでした。

ですが、あるときグループのリーダーの方が、「玲子さん、大丈夫？ 困ったことがあったら、何でも言って。僕たちが助けるから」と言ってくださったのです。それを聞いたときに、すごくほっとしました。「私がこれを頑張らなければいけないのだ」という気持ちがあったのですが、これはみんなと一緒にやっていくプロジェクトですから、分からないことがあればどんどん聞けばいいし、困ったことがあればどんどん相談して、

お互いに知恵を出し合いながら進めれば良いということに、その言葉で気付くことができたわけです。それから専門家というよりグループの一員として、「このような見方ができるのではない？」というふうにかなり気楽に接するようにしたら、若手の方もそのような雰囲気の中でどんどん発言してくれて、リーダーシップという点では私は弱かったのかもしれませんが、全体としてはみんなが発言してプロジェクトが順調に進んだと思います。

生活面では、ラオスのことを知らない方も多いたと思いますが、実は生活自体はそれほど不便なことではなく、新しい建物も毎年できて、どんどん便利になっており、経済成長の勢いを感じました。田舎に行くと、舗装されていない道を水牛が歩いているような、のどかな生活も残っていましたが、もちろん日本に比べて不便なことはあるのですけれども、日本にいとイライラしてしまうようなことでも、ラオスの雰囲気に染まると、なぜか気にならなくなるのです。2時間待たされようが、そんなものかと思えるようになるのです。知らない土地に行くのは不安だという気持ちもあるかもしれませんが、意外と行けば慣れていくということが多いように思いました。

(松本) 長期専門家として行くと、どうしても気負ってしまうのですよね。専門家という肩書きが重くなって、自分が何でも知っていなければいけないと錯覚するのですが、JICAのプロジェクトは日本と相手国が共同で成し遂げていくものですから、相手に頼ってもいいのです。そういった意識を持てるかどうかで、気軽さがだいぶ変わるかと思えます。大変良いことを言っていただきました。

続いて枝川さん、いかがでしょうか。

(枝川) もともとJBIC(国際協力銀行)という機関が円借款(有償資金協力)で大規模インフラを整備するというプロジェクトを行っており、それは日本がお金を貸して、相手国政府がそれを返済しながらインフラを造っていくという協力スキームなのですが、JICAはそのJBICと合体してから、すごく大きな組織になったように感じます。実際に中に入ってみると、前と比べてやっていることがすごく多様になっています。そのような中、法整備支援はいろいろな業務の中の一つに過ぎませんが、いろいろな国で法整備支援のプロジェクトが行われています。

JICA本部にいと、いろいろな国の動きを全部見ることができます。その動きを比較検討して、ある国で問題になっていることを別の国で応用できたり、前の国ではどうして駄目だったのかを研究し、それを次の国で生かしたりできる点に面白さがあります。また、JICA本部で、何か案件を作るといふときに、そこから関与していけます。専門家の人たちは現場に行って相手とやりとりをしなければいけないのですが、何か新しいことを動かしていくときに最初の地点から関わっていけるということで、私は戻ってきて初めて法整備支援に関わったのですが、そういうところに面白さを感じます。

ただ、一方で難しいと思うのは、やはり現場とは違うところでものを見ているので、「事件は現場で起こっている」といふ映画の台詞がありますが、なかなか現場の状況、肌感覚といふか、温度のようなものを感じ取ることができないところです。昔、私自身がパプアニューギニアに行ったときも、やはり半年から1年がたっ

ていろいろなことが分かってきたということがありました。ですから、いろいろなところで限界はありますが、一方で面白さがあると言えると思います。

(松本) 本当はもっと中身について突っ込んでお聞きしたいのですが、会場からの質問を受けたいという時間的制約もありますから、この辺で、皆さんから、この会場にいる若い方々に向けて、自分が大学生のときに何をしていたのか、あるいは振り返ってみて、こういった道に来るならどういったことをしておいた方がいいかといったアドバイスのことについて、一言ずつ頂きたいと思います。

(塚部) 大学時代の自分がいたら叱ってやりたいくらい、何もしなかったような気がします。私の場合は大学のときにやっていたよかったことよりも、あのときにやっておけばよかったと思うことがたくさんあるので、それをお話したいと思います。

私は法学部を卒業していますが、単位はちゃんと取っているはずなのに、具体的にどういう勉強をしたのかという記憶があまりありません。単位を取れさえすればいいという、すごく駄目な学生でした。今思うと、大学のときに講義を受けた比較法学や法制史をもう少しきちんと勉強していれば、今の業務にすごく役立ったのではないかと思うことがたくさんあります。また、司法試験も予備校的・マニュアル的な勉強しかしておらず、司法修習生を経て検事に任官した後は、実務家として既にある法律は大前提で、それを運用していくというのが仕事でしたので、比較法学や法制史の知識がすっぱり抜けてしまっているのです。

しかし、法整備支援の仕事は、単に日本の制度や法律を紹介すればいいというわけではありません。日本の制度や法律は必ずしも完璧ではありませんし、あるいは紹介するにしても背景事情を知らなければ、質問されたときに説得的な説明ができません。また、文化や風習が違うので、日本のものをそのまま受け入れられるわけではありませんが、そのときに比較法学的な知識を持っていれば、いろいろな選択肢の提示ができます。ただ、そのような勉強を実務家になってからするのはなかなか難しく、私たち専門家はアドバイザリーグループの大学の先生方の力を借りながらやっていますが、専門家自身にそういった素養というか、基本的な知識があれば、やはり非常に役に立つのではないかと思います。

もう一つは、やはり語学です。私は語学が苦手で、そのせいで専門家になれないのではないかと心配になったくらいなのですが、語学についても、学生の時間のあるときにもっと勉強していればよかったというのが、正直なところですが。ベトナムではカウンターパートに英語を使う方があまりいないので、通訳を介すことが多いのですが、直接対話ができたらどんなに楽だろうかと思い、赴任後はベトナム語を学んでいます。ですが、ベトナム語でやりとりができるほど上達するにはまだまだです。また、ベトナム語を学ぶにしても、例えば第1外国語である英語の勉強をしっかりとやって、会話できるぐらいきちんと習得していれば、第2外国語として他の外国語を学ぶのももっと楽だったのではないかと思います。

なぜ学生時代の自分にそういう意識が足りなかったのかと考えると、語学や比較法学、法制史を具体的に使う場面を想像できず、使って仕事をする楽しさを知らなかったのも、しっかりと学ぶことができなかったのではないかと思います。ですが、皆さんはこのようなシンポジウムに参加されています。自分が興味のあることに

アンテナを張り巡らせ、いろいろな人の話を聞いて、今、自分たちが学んでいることが将来どのように役に立つのかが具体的に想像できれば、それに向けて勉強する意欲が湧くのではないかと思います。引き続き自分が興味のある分野で、いろいろな人の話を聞いて、いろいろなことに参加してください。またどこかでお会いできればと思います。

(鎌田) 私も塚部専門家と全く同じ意見です。比較法学等をもっとよく勉強していればよかったと思いました。ただ、私はイギリスに留学経験があり、そのときに少し身に付けられたのではないかと感じるのが、他国の制度を勉強するときに、他国と日本の制度の違いを知って、その理由がなぜなのかを考える機会がよくありました。そのように比較する視点が、今の仕事にとっても役に立っていると感じています。ベトナムと日本や他の国の制度はどこが違って、その理由がなぜかを考えるようになりました。その違って理由を基に、実務の運営や制度の改善に向けて、ベトナムの人と意見交換ができればと考えています。大学では資格受験の試験科目の勉強に集中しがちですが、そういった勉強だけでなく、一般教養の勉強をするところで、比較する視点も身に付けられるのではないかと思います。

その関係で1点、私が裁判所の先輩から言われたアドバイスがあります。「すぐに役に立つ知識や経験は、すぐに役に立たなくなる。すぐに役に立つか分からない知識や経験は、すぐには使えないかもしれないけれども、それが将来にじっくり生かされてくる」というものです。皆さんも将来に不安はあるかもしれませんが、今、必要な知識だけではなく、将来の自分に役立つような知識や経験を得る機会を積極的に設けてもらいたいと思っています。

(棚橋) 私も皆さんと同じで、学問について言えば、やはり比較法学や法制史などの基礎法学の分野にもっと関心を持って勉強していればよかったと思います。

もう一つは、現場を見ることです。学生の皆さんはインターンの機会等が比較的開かれていると思いますが、時間があるときに飛び込んで見てみることで、自分に合うか、合わないかを感じてみたらよかったと思います。

その他にやっておけばよかったと思うのは、東南アジアを旅行してみることです。それも友達と行くのではなく、できれば一人で行って、ローカルのホテルに泊まり、ローカルの店で食べて、現地の人々の生活を間近に見て感じるような体験を学生のときにもっとたくさんしておけばよかったかなと思います。

(枝川) 私が大学生だったのは20年ぐらい前なのですが、先ほど松尾先生もおっしゃったように歴史を学ぶのは大事ではないかと思いますし、それと同時にやはり日本社会を知ることが海外に行くに当たっては大事です。というのは、「なぜこうなっているのか」と向こうで聞かれるからです。ですから、法制度に限らず、社会全体を知っている必要があるということで、よく新聞を読むことに尽きるのではないかという気がします。

また、語学は大事だと思います。もう一度大学生になれば、ちゃんと語学を勉強したいと思っています。

それから、私は文学部で倫理学を専攻し、道徳哲学・社会哲学を勉強していました。カントやニーチェ、マックス・シェーラーを読んで、それはかじっただけで終わったのですが、先ほど来、いつか役に立つというお

話があったと思いますけれども、今のところあまり役に立っていません。ドイツ法などが出てくると、うんちく的につながっていくのですが、人に説明できるレベルにはなかなかありません。ただ、それが今でも家にあるので、いつかはまた読みたいと思っています。『純粹理性批判』等の難しい本を昔は歯を食いしばって読んでいたのですが、いつか役に立つのではないかと私も信じて、今のところはまだかなというところです(笑)。

(松本) そういう方でも JICA 専門員になれるということですね(笑)。

(枝川) JICA の面接では、そういうことを言わないでください。「こいつは難しいやつだ」と思われると、入れないと思います(笑)。

(松本) 皆さん、ありがとうございます。ちなみにベトナムのお二人は美しいアオザイを着ていらっしゃいますが、これも現地の楽しみの一つですね。

#### 質疑応答

(松本) それでは、会場から質問を受けたいと思います。ぜひこれは聞いておきたいということがある方は、挙手してください。

(Q1・学部生) 鎌田さんに質問ですが、鎌田さんはもともと裁判官で、外部経験を勧められて幾つかある選択肢の中から法整備支援を選んだというお話だったかと思います。そのとき、他の選択肢にどのようなものがあったのかを教えてください。

また、外部経験というと、法律を仕事とする人として知見を深めるために一時的に法整備支援に携わって、これからまた裁判官に戻ることが決められているのではないかと思います。これから先も法整備にずっと関わっていくこともできるのか、それとも絶対に裁判官に戻らなければならないのかを伺いたいです。

(Q2・法科大学院修了生) 法科大学院の修了生です。法整備支援の専門家である皆さんに質問したいのですが、チームとして働くときに、決定権というか、判断の自由度はどれくらいあるのでしょうか。また、日本を代表して法整備支援をする上で、日本以外の法整備支援をする国との間に縄張り意識というか、国益の対立のようなものがあるのかという点が気になりました。

(Q3・学部生) ベトナムやラオスは経済発展が著しく、前は自転車や原付が走っていたのが、5年後には車が走っていて人が横断歩道を通れないぐらいになるなど、非常に速い展開で社会が変わる中で、法律もかなり速いスピードで出来上がるものがあるべきだと思います。そのときには利害関係等も発生すると思いますが、スピード感を持って法律を作るためにそのような工夫をされているのでしょうか。塚部さんや鎌田さん、

棚橋さんなど、実際に現地に行かれた方々に対する質問です。

(松本) ありがとうございます。時間の関係があるので、まず回答者に指定された方からお話しいただきましょう。

鎌田さんへの質問ですが、裁判所からの外部経験として幾つかある中から法整備支援を選んだというお話をされましたが、他にはどのような選択肢があったのかということが一つです。また、「外部経験」という響きから、法整備支援は一時的なもので、終わったらまた裁判所に戻るように感じられるのだけれども、そのように決定しているものなのかということで、裁判官としてのキャリアに関する質問だと思います。

(鎌田) 裁判所の外部経験とは、裁判官は社会で起こっているさまざまな事象を扱うので、外の世界という言葉自体がおかしいのかもしれませんが、社会で起こっていることを勉強するために設けられた制度です。法整備支援以外の外部経験としては、例えば民間企業で働いたり、弁護士として働いたり、私が経験したような留学をしたり、他省庁に出向するといったことがあります。

外部経験をした後は、その社会で経験したことを裁判所の実務に生かすことが求められています。しかし、裁判官のキャリアとしては事件を扱うだけでなく、法律を起草する部署で働くなど、他にもさまざまな仕事をする必要がありますから、そういったところでも外部での経験が生かされることが期待されていると思います。

(松本) ありがとうございます。次の質問ですが、チームとして働く際の決定権や判断の自由度はどれくらいあるのかということで、チームに言及された棚橋さんからご回答いただきたいと思います。

(棚橋) いろいろな段階での判断があると思いますが、まずプロジェクトをどう作るかに関しては相手国の政府と協議し、合意をします。日本側の一方的な提案で決めるわけではありません。

また、例えばハンドブックの記述をどうするかというときに、私から見れば「ここが論理的につながっていないのではないか」と思うことも多くあり、それは意見として出しますが、ラオス側が「このような記載の方が分かりやすい」「これがラオスのやり方なのだ」と言われたら、ラオスの方がそれで決定していくという形を取っていました。ですから、私たちは「こういう見方もありますよ」「このように考えてみてはどうですか」といった意見は言いますが、最終的な判断は全てラオスの皆さんにしてもらっていました。

(松本) ありがとうございます。次の質問ですが、外国ドナーとの間に縄張り意識、縄張り争いはあるのかというご質問です。枝川さん、お願いします。

(枝川) 良い質問だと思います。実際にいろいろなドナーが支援をしているので、国によってはそういうことが起こる場合があります。基本はドナー間でちゃんと調整しますし、あるいは相手国政府がそこをちゃんと調整してドナーにどういう要請を出すかが肝になりますが、どうしても援助する側のいろいろな思惑も入って



くるので、その中でぶつかることはあります。そのときは相手政府も交えて話をしなくてははいませんが、結果的にぶつかり合っていく場面は無きにしもあらずです。

国益というお話がありました。これはなかなか難しい話になってきます。冒頭、日本企業の投資環境整備というお話も出ていましたが、必ずしもそういう側面だけでなく、やはり法整備支援は権利の確立、最終的にはやはり法の支配の確立ということもあるので、自国の利益だけで進めていくと、相手からすれば「それはどうなのか」という話になってきます。ですから、国益だけで事を進めることはできないと私個人は考えています。それは法整備支援のみならず、他の JICA のいろいろな支援についても同様です。

特にアジアでは、日本は結構比較優位を持っていると言えますが、アフリカに行くと、これがもっと群雄割拠している状況が出てくるので、やはりそこは調整していかなくてははいけません。日本がそこに入り込んでいくのは現実的には難しく、イギリスやフランス、アメリカ、世界銀行、国連といったいろいろなドナーがいますから、そのような中で伍していくためにはいろいろな調整をした上で、相手のために良い援助をしていかなくてははいけないということになります。

(松本) ありがとうございます。最後の質問は塚部さんにお答えいただこうかと思いますが、例えばベトナムは非常に経済発展が著しく、あっという間に社会が変わります。そのような変化が著しい社会では、法律が変わるスピードも非常に速いのですから、そうこうしているうちに、それぞれの利害関係も変化していくのではないかと思います。そのような状況にどれくらいスピード感を持って対処していくべきなのか、心構えとして、ころころ変わる相手にどう対処していくのかという質問だと思いますが、いかがでしょうか。

(塚部) その質問の直接的な答えになるかどうかは分かりませんが、日本人よりもベトナムの方が、社会の変化に法律も付いていかなくてははいけないという意識が強いような気がします。日本の場合は社会変化があると、まず事実関係の調査などの下調べをして、法律を作ったり改正したりするまでに時間をかけますし、みんなが本当に必要なものだけを法律として決めます。そのような日本人の感覚からすると、ベトナムの動きはすごく速い気がします。法律は作ったものの、果たしてこれは本当に施行・運用していけるのかと不安になるくらい速いのではないかとというのが、私の感覚です。日本人の感覚としては、もう少しじっくりやった方がいいのではないかとアドバイスしたいのですが、ベトナムの場合は守れるかどうかよりも、必要なら作るべきという意識の方がどうしても強いのです。そこの感覚がベトナム人と日本人で違うような気がしています。

私たちの新プロジェクトでは、法令の整合性を図るという活動が一つ入っています。その中で社会の変化に応じた起草をしていくかどうかというときに、問題点として、例えばある地方で特殊な事情により新たに規制しなければいけない事情が生じたら、地方で勝手にやっちゃって、中央の法律とは違う形のものができてしまって問題になるということが結構あります。整合性を取って、みんながしっかり守れる法律にするということと、とにかく速く対応するというのは、どうしても対立する概念です。そのあたりの国民性の違いもあるのではないかとというのが私の感想で、そこにいかにうまく対応していくのが非常に難しいと感じています。

(松本) ありがとうございます。本当はもっと質問を受けたかったのですが、会場使用の時間制限があるので、そろそろ第4部のセッションを締めたいと思います。皆さん、本当にありがとうございました。

(梅本) パネリストの皆さま、松本教官、どうもありがとうございました。

それでは、ここで連携企画の一つ、本シンポジウムの次のイベントである、名古屋大学主催のサマースクールの告知をしていただきたいと思います。

### 告知（サマースクールについて）

(新地) 名古屋大学法政国際教育協力研究センターの新地です。お手元の配布資料をご覧ください。

今回、私どもからは、告知事項が3点あります。1点目は名古屋大学による法整備支援の紹介、2点目は8月に行われるサマースクールの告知、3点目がコンソーシアムの紹介です。

まず1点目、名古屋大学によるアジア法整備支援事業の紹介です。名古屋大学は2002年に法政国際教育協力研究センター（CALE）を設立し、法整備支援事業を約15年間展開してまいりました。CALEの使命は三つあり、第一にアジア法研究及び法整備支援研究であり、アカデミックな立場からの法整備支援に対する貢献を我々の重要な使命であると考えています。第二に法学教育における支援です。これは、アジア各国で求められている、自国の法律を自ら作り運用できる人材（外国人学生）を育成するということです。そして、第三に国内の人材育成です。名古屋大学を中心とした日本人学生にアジア法整備支援等の情報を与え、将来、アジア法整備支援に関わるような人材を育成していくことがCALEの使命となっています。

特に、第二の法学教育について、具体的にどのようなことをしているかと申しますと、端的に言えば、日本語による日本法教育の実施となります。これは、大きく3つの段階からなり、ステップ1として、現地の大学に在籍する優秀な学生20名を選抜し、現地に派遣された日本人講師や現地採用講師が4年間、日本語をじっくりと教えます。次に、ステップ2として、2年生の段階で日本法の基礎知識となる日本史や公民を学び、3年生以上の学生は日本語で日本法を学習します。例えば、日本法概論などの基礎科目や、民法などの実定法科目を学習しますが、その際は、現地に常駐する弁護士等を中心とした日本法講師による教育に加え、日本から派遣する講師による現地スクーリングなども行っています。そして、そこからさらに優秀な学生には、ステップ3として、名古屋大学大学院への留学があります。このような長期にわたる学習過程の中で、優秀な人材を育成しています。

なお、ステップ2とステップ3との間に、ステップ2.5のような位置づけで、夏季セミナーというプログラムを毎年8月に2週間、開催しています。本年は、8月16日から30日に開催予定です。これは優秀な学生を3年生の段階で招いて、日本法に関する講義や日本に関する知識を身に付けてもらおうというものです。ウズベキスタンのタシケント国立法科大学、モンゴル国立大学法学部、ハノイ法科大学、カンボジア王立法経大学、ホーチミン市法科大学、ラオス国立大学の六つのセンターから最大5名を日本に招き、実際の日本社会を体験するとともに、日本の法・法実践に関する講義等の受講を通し、特に国家と社会の仕組み、法の実態について

学んでもらいます。

そして、2点目は、今お話ししたこととも関連しますが、この夏季セミナー中の8月21～22日にサマースクールが開催される予定で、現在、「アジアの法と社会 2017—アジアの法と社会の変容から法整備支援の意義を考えよう—」というタイトルのプログラムを企画中です。これはCALE及び名古屋大学法学研究科が主催し、共催として国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、JICAが名を連ねています。

サマースクールの内容ですが、1日目(8月21日)第1部は研究者を中心とした、各分野の専門家にお話しいただきます。第2部は「法律家のキャリアと法整備支援」ということで、法整備支援に実際に携わっている検事や弁護士の先生方からお話をいただきます。15時40分～16時50分には、こちらの阪井部長からもお話をいただきますし、その後は原若葉弁護士にお話いただく予定です。続いて18時半～20時には、アジア各国からの研修生との合同懇親会を設けています。今回、日本に来る学生は、先ほど、棚橋弁護士の話にもあったように非常に意欲が高く、優秀です。また、日本語も堪能で、日本への関心も非常に高く、意識の高い学生が多いので、ぜひこの機会に皆様方も、彼らと交流していただければ幸いです。

2日目(8月22日)は、第3部「アジアの中の日本法教育」では、CALEが現地に派遣している日本法講師の方々のお話を聞いていただこうと考えています。今回は、ハノイに派遣され、現地で日本法講義を行っていた杉田昌平弁護士、同じくカンボジアに派遣されていた宮田晶子弁護士にお話いただく予定です。

続いて第4部では、ウズベキスタン、モンゴル、ベトナム、カンボジア、ラオスから今回派遣された学生が統一テーマで全体討論を行います。今年は、所有権をテーマに設定しております。まずは同テーマについて、外国人学生による日本語での発表があり、それを踏まえて、グループディスカッションと全体討論を行います。以上が、サマースクールの大まかな内容となります。ご関心のある方はぜひ参加していただきたいと思います。

なお、申し込みや詳細に関しては、CALEの事務局にお問い合わせいただくか、もしくはCALEのホームページを参考にしてくださいと幸いです。

3点目は、コンソーシアムの紹介となります。コンソーシアムとは、これまで名古屋大学が中心となっていた法整備支援活動を、オールジャパン体制、すなわち日本全体にネットワークを広げるための組織であり、構成員(団体正会員、個人正会員、共催会員)を現在募集中です。コンソーシアムの企画としては、例えば、法科大学院生の方々にいろいろな国に行っていただき、現地法体験をしていただくといったことも考えています。こちらに関しても、詳細はCALEのホームページに記載しておりますので、一度アクセスしていただければ幸いです。

(梅本) 続きまして当部教官の大西より、9月に実施しますアジア・太平洋法制研究会のシンポジウムの告知があります。

**告知(アジア・太平洋法制研究会「国際民商事法シンポジウム」について)**

(大西) われわれが9月に実施するシンポジウムのご紹介をさせていただきます。われわれは法整備支援活動とともに、このような周知広報活動や法整備支援活動に関わる法制度の研究活動も実施しています。その一環として、この関西地域における実務家や研究者の方々を委員としたアジア・太平洋法政研究会を、もう20年以上前から大阪で実施しています。これまで株主代表訴訟や国際会社法、監査制度など、アジア各国の特に企業関係法についての研究をしてきており、その研究の成果をシンポジウムという形で2～3年に1回発表してきました。

今回は第9回の国際民商事法シンポジウムということで、テーマは「東南アジア4カ国におけるコーポレートガバナンス」です。発展が目覚ましく、かつ、法整備支援の対象国でもあるベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシアの4カ国におけるコーポレートガバナンス、特に機関設計や役員の実務責任を追究する制度について、関西の名だたる弁護士や研究者の方々を委員として昨年度から研究を実施していますが、その発表の機会として、9月12日(火)に国際会議室において一般公開のシンポジウムを開催するものです。プログラムとしては、ベトナム、カンボジア、ミャンマー、インドネシアのコーポレートガバナンスの現状等について各国から専門家をお呼びし、例えばベトナムについては投資法等の立案担当者である政府関係者や、現地で実務に携わる弁護士の先生をお呼びして、各国の状況について発表し、全体でパネルディスカッションを行う予定です。

これらの4カ国は法整備支援に大変関係のある国々ですし、日本企業等が進出を拡大している重要な国々です。その内容も大変興味深く、特にこれらの国々のコーポレートガバナンスについての研究はまだあまりなされていませんから、最先端の議論を聞くことができると思います。よろしければお誘い合わせの上、お集まりください。また、研究者や関西の企業に勤めている方も関心があるかもしれないので、学生の皆さんは自分の研究室の先生やご両親にも伝えていただいて、多くの人に参加していただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。詳細についてはもうすぐ法務省のホームページ等にも案内を出すので、申し込んでいただければと思います。

(梅本) それでは、最後に名古屋大学法政国際教育協力研究センター長の小畑郁様より閉会のご挨拶を頂きます。小畑様、よろしくお願ひします。

#### 閉会挨拶 小畑 郁 (名古屋大学法政国際教育協力研究センター長)

私は先ほど新地さんが紹介された名古屋大学法政国際教育協力研究センターのセンター長をしている、小畑と申します。法政国際・・・という舌をかみそうな名前はこの際忘れていただいて、CALE (Center for Asian Legal Exchange) と覚えてください。最近ではGoogleでも「CALE」と検索すれば、われわれのセンターのホームページに直接つながります。

今日はとりわけ法科大学院の在學生や修了生、法学部の學生、それから法学部ではない学部の學生の皆さんをはじめ、たくさんの方に来ていただきまして、大変ありがとうございます。法整備支援の第一線で働いてい

る方々のキャリアを中心としたご報告があり、われわれも本当に勉強させていただきました。学問的な内容は松尾先生にかなりまとめていただいたので、私はそれに触れずに、今、何をすればいいのかということについて提案させていただきたいと思います。それはわれわれの CALE の名前の中に入っている exchange です。ぜひ exchange をすることに、皆さん気を配っていただきたいと思います。

学生の皆さんの場合、大学には留学生の方々もいらっしゃるでしょうし、その中には法律を勉強している方もいらっしゃると思いますが、ぜひその方々と交流を深めてください。そこから始まるのではないかと思います。法律の勉強には大変時間がかかります。昔は語学なら辞書をつぶすと言いましたが、教科書をつぶす、六法百選をつぶすような勉強をしなければいけません。その勉強は足腰を鍛えるためのものですが、それをもう一段進めるためには、ぜひ他の法文化・文化と exchange して、spark させるという段階が必要になると思います。そのようにして、われわれの認識は進むのではないのでしょうか。つまり、平たく言うと、もう少し脳みそをかき混ぜようということです。新しい空気を入れて、われわれのこの認識・理解でいいのかどうかを、他の法文化の鏡に照らして点検しようではないかということです。

Exchange が一人ではできないことは明確です。exchange をするためには、たくさんの人たちと付き合うことが大事だと思います。私たちはネットワークをつくるということで努力してきましたが、一つのネットワークができたということで、今後もこのような機会を利用して、よりネットワークを広げていきたいと思っています。そして、ネットワークの中で議論して exchange し、それぞれの国でより良い法の制定や運用を目指していくという共同事業に取り組む仲間として、共に前進し、成長していきたいと考えています。

今、この瞬間にも、アジアの国々で、日本法教育研究センターで、あるいは他の法学部で、自国の法律をより良いものにしていきたいと思って勉強している学生がいます。そういう人たちは、いわば皆さんの仲間です。そういう人たちとぜひ交流を深めて、日本の法もより良いものにしていきたいと思っている次第です。

最後に林いづみ先生をはじめ、今回の企画に携わった方々、貴重な報告を頂いた方々に感謝を申し上げて、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(梅本) 小畑様、ありがとうございました。

それでは、これにて「連携企画『アジアのための国際協力 in 法分野 2017』法整備支援へのいざない」を閉会します。本日は多数の皆さまにお集まりいただき、誠にありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL : (03) 3505-0525 FAX : (03) 3505-0833

E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当 : 北野